

株式交付に関する事前開示書類

(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に定める書面)

2026 年 6 月 9 日

楽天銀行株式会社

2026 年 6 月 9 日

株式交付に係る事前開示書類

東京都港区港南二丁目 16 番 5 号

楽天銀行株式会社

代表取締役社長 東林 知隆

楽天銀行株式会社（以下「当行」といいます。）は、2026 年 5 月 20 日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画」といいます。）に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当行を株式交付親会社、楽天カード株式会社（以下「楽天カード」といいます。）及び楽天証券ホールディングス株式会社（以下「楽天証券 HD」といい、楽天カード、楽天証券 HD の 2 社を総称して「本株式交付子会社」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うことといたしました。会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交付計画の内容（会社法第 816 条の 2 第 1 項）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる事項についての定めが同条 2 項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由（会社法施行規則第 213 条の 2 第 1 号）

当行は、楽天カードの 2026 年 5 月 22 日付の登記情報から、楽天カードの普通株式の同日現在における発行済株式総数が 84,128 株であること、楽天カードが同日現在において単元株制度を採用しておらず、種類株式及び新株予約権を発行していないことを確認し、同登記情報が同日現在の楽天カードの発行済の株式及び新株予約権の状況を正確に反映していること、並びに、同日から本株式交付の効力発生日までの間に、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他楽天カードの株式に転換可能な権利の発行若しくは付与、株式の分割、併合若しくは無償割当て、自己株式の取得その他楽天カードの総株主の議決権の数変動しうる行為又はこれらに関する決定を行う予定がないことを楽天カードに確認いたしました。

本株式交付計画においては、当行が本株式交付に際して譲り受ける楽天カードの普通株式の数の下限を 84,128 株と定めており、仮に当行が本株式交付に際して下限である 84,128 株の楽天カードの普通株式を譲り受けた場合、本株式交付が効力を生じる日において、当行が保有する楽天カードの議決権の数は、楽天カードの総株主の議決権の数の 100%を占めることになると見込まれます。

また、当行は、楽天証券 HD の 2026 年 5 月 13 日付の登記情報から、楽天証券 HD の普通株式の同日現在における発行済株式総数が 396,646,000 株であること、楽天証券 HD が同日現在において単元株制度を採用していること、種類株式及び新株予約権を発行していないことを確認し、同登記情報が同日現在の楽天証券 HD の発行済の株式及び新株予約権の状況を正確に反映していること、並びに、楽天証券 HD が予定している、本再編後の楽天証券 HD 及び当行連結の財務基盤拡充を企図して、本株式交付の効力発生日に先立って、約 30 億円の楽天グループへの第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を除き、同日から本株式交付の効力発生日までの間に、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他楽天証券 HD の株式に転換可能な権利の発行若しくは付与、株式の分割、併合若しくは無償割当て、自己株式の取得その他楽天証券 HD の総株主の議決権の数が変動しうる行為又はこれらに関する決定を行う予定がないことを楽天証券 HD に確認いたしました。

本株式交付計画においては、当行が本株式交付に際して譲り受ける楽天証券 HD の普通株式の数の下限を 399,044,000 株と定めており、仮に当行が本株式交付に際して下限である 399,044,000 株の楽天証券 HD の普通株式を譲り受けた場合、本株式交付が効力を生じる日において、当行が保有する楽天証券 HD の議決権の数は、楽天証券 HD の総株主の議決権の数の 100%を占めることになると見込まれます。

以上より、当行が譲り受ける本株式交付子会社の株式の数の下限についての本株式交付計画の定めは、会社法第 774 条の 3 第 2 項の要件を満たすと判断いたしました。

3. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 2 号）

別紙 2 をご参照ください。

4. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 3 号）

該当事項はございません。

5. 株式交付子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

楽天カードは、2026 年 9 月 30 日までに、保有する楽天ペイメント株式会社（以下「楽天ペイメント」といいます。）株式の全ての楽天グループへの譲渡（対価の額：1,000 億円に楽天カードが保有する楽天ペイメントの議決権の割合を乗じた金額（剰余金の配当が実施された場合、これを 1,000 億円から控除した金額に楽天カードが保有する楽天ペイメントの議決権の割合を乗じた金額））及び楽天カード傘下の楽天カードパートナーズが保有する不動産事業の楽天グループ又はその子会社への移管を予定しております。楽天証券 HD につきましては、該当事項はございません。

6. 株式交付親会社について、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象(会社法施行規則第 213 条の 2 第 5 号イ)

該当事項はございません。

7. 本株式交付が効力を生じる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 6 号）

本株式交付に際して、会社法第 816 条の 8 第 1 項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はございません。

以上

別紙 1

株式交付計画

(次頁に添付のとおり)

株式交付計画書

楽天銀行株式会社（以下「**甲**」という。）は、甲を株式交付親会社、楽天カード株式会社（以下「**乙**」という。）及び楽天証券ホールディングス株式会社（以下「**丙**」という。）をそれぞれ株式交付子会社とする株式交付（以下「**本株式交付**」という。）を行うに当たり、次のとおり株式交付計画（以下「**本計画**」という。）を作成する。

第 1 条（株式交付子会社の商号及び住所）

乙及び丙の商号及び住所は、次のとおりである。

（乙）

商号：楽天カード株式会社

住所：東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号

（丙）

商号：楽天証券ホールディングス株式会社

住所：東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号

第 2 条（株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の株式の数の下限は、84,128 株とし、甲が本株式交付に際して譲り受ける丙の株式の数の下限は、399,044,000 株とする。

第 3 条（本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及び金銭並びにそれらの割当て）

1. 甲は、本株式交付に際して、①乙の株式の譲渡人に対して、当該株式の対価として、その譲渡する乙の株式の合計数に 0.9 を乗じて得た数の甲の別紙の内容の A 種種類株式（以下「**本無議決権株式**」という。）を交付し、②丙の株式の譲渡人に対して、当該株式の対価として、その譲渡する丙の株式の合計数に 0.42 を乗じて得た数の**本無議決権株式**を交付する。
2. 甲は、本株式交付に際して、①乙の株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の株式 1 株につき、**本無議決権株式** 1,867 株を割り当て、②丙の株式の譲渡人に対して、その譲渡する丙の株式 1 株につき、**本無議決権株式** 0.185 株を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い、(i)甲が乙の株式の譲渡人に対して交付する**本無議決権株式**の数、又は(ii)甲が丙の株式の譲渡人に対して交付する**本無議決権株式**の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第 4 条（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

本株式交付により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 39 条の

2に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日）

1. 乙の株式の譲渡しの申込みの期日及び丙の株式の譲渡しの申込みの期日は、2026年9月30日とする。
2. 甲は、次条第1項で定める効力発生日について、同条第2項に従いこれを変更する場合には、当該変更と同時に前項の申込みの期日を変更することができる。

第6条（本株式交付がその効力を生ずる日）

1. 本株式交付が効力を生ずる日（以下「**効力発生日**」という。）は、2026年10月1日とする。
2. 前項にかかわらず、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。但し、効力発生日を変更する場合は、2026年10月1日から3か月以内の日とする。

第7条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画作成日から効力発生日までの間において、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が生じたこと等により本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

第8条（本株式交付の効力）

1. 本株式交付は、効力発生日において、以下の条件がすべて充足されることを停止条件として効力を生じるものとする。
 - (1) 効力発生日の前日までに、本計画について、甲の株主総会の承認が得られること
 - (2) 効力発生日の前日までに、甲の発行可能株式総数を15億株（普通株式の発行可能種類株式総数を12億株、本無議決権株式の発行可能種類株式総数を3億株）に変更すること及び本無議決権株式の発行を可能とすることを内容とする定款変更について、甲の株主総会の承認が得られること
 - (3) 効力発生日までに、乙の株主から甲への本計画による乙の株式の譲渡について、乙の取締役会の承認が得られること
 - (4) 効力発生日までに、丙の株主から甲への本計画による丙の株式の譲渡について、丙の取締役会の承認が得られること
 - (5) 本株式交付に必要な法令等に定める関係当局等の承認等が得られていること
 - (6) 本株式交付に係る有価証券届出書の効力が発生しており、その効力が停止していないこと
 - (7) 甲による楽天国際商業銀行股份有限公司の持分（10,000,000株）の譲渡が完了していること

- (8) 乙による、①乙が保有する梶山倉庫株式会社の株式の全ての譲渡、②乙が保有する楽天ペイメント株式会社の株式の全ての譲渡、及び③乙又はその子会社における不動産事業の移管が完了していること
 - (9) 丙による楽天グループ株式会社に対する第三者割当増資（払込金額の総額 2,999,898,000 円）の効力が生じていること
 - (10) 丙による、丙が保有する楽天ウォレット株式会社の株式の全てを配当財産とする剰余金の配当の効力が生じていること
 - (11) 丙及び楽天ウォレット株式会社との間の極度貸付けに基づく楽天ウォレット株式会社の債務全額の返済が完了していること
 - (12) 楽天証券株式会社による、株式会社 PTP の株式及び株式会社モバイルブック・ジェーピーの株式の全部又は一部の譲渡が完了していること
 - (13)
2. 本株式交付のうち、乙を株式交付子会社とする株式交付と丙を株式交付子会社とする株式交付は同時に効力が生じるものであり、いずれかの株式交付が効力を生じない場合には、他の株式交付もその効力を生じないものとする。

第 9 条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式交付に関する事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

2026 年 5 月 20 日

東京都港区港南二丁目 16 番 5 号
楽天銀行株式会社
代表取締役社長 東林 知隆

別紙 A 種種類株式（本無議決権株式）の内容

甲（本別紙において「当会社」という。）の発行する A 種種類株式の内容は、本別紙に定めるとおりとし、本別紙に定めがない点については、普通株式の内容と同一とする。

1. 議決権

A 種種類株式を有する株主（以下、本別紙において、「**A 種種類株主**」という。）は、株主総会において議決権を有しない。

2. 普通株式を対価とする取得請求権

A 種種類株主は、A 種種類株式の取得後いつでも、法令の定める範囲内において、当会社に対し、その普通株式を引き換えに、その保有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。かかる請求があった場合、当会社は、取得する A 種種類株式 1 株につき、普通株式 1 株を A 種種類株主に交付する。

3. 株式の譲渡制限

当会社の A 種種類株式の譲渡による取得については、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

4. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て等

- (1) 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び A 種種類株式の種類ごとに、それぞれ同時に同一の割合で行う。
- (2) 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 種種類株主には A 種種類株式又は A 種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合かつ同一の条件で与える。
- (3) 当会社は、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式の無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A 種種類株主には A 種種類株式の無償割当て又は A 種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合かつ同一の条件で行う。

5. 種類株主総会

- (1) 当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議は要しない。但し、会社法第 322 条第 1 項第

- 1 号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合は、この限りでない。
- (2) 法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第 199 条第 4 項、第 200 条第 4 項、第 238 条第 4 項及び、第 239 条第 4 項、第 795 条第 4 項及び第 816 条の 3 第 3 項に定める事項その他会社法において種類株主総会の決議事項として規定された一切の事項については、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

別紙 2

会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号に掲げる事項についての 定め の 相 当 性 に 関 す る 事 項

当行は、本株式交付に際して、会社法第774条の3第1項第3号から第6号に掲げる事項についての定め の 相 当 性 に 関 して、次のように判断しております。

1株式交付に際して交付する株式交付親会社の株式の種類及び数並びにその割当ての相当性

(1) 本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）

当行は、2026年6月24日開催予定の第27期定時株主総会において株主による承認を得た上で定款の一部を変更し、本株式交付によりA種種類株式を新たに発行いたします。当行は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、プライム市場における上場会社は、上場維持基準の1つとして流通株式比率35%以上を満たさなければなりません。本株式交付においてA種種類株式を発行することで、当行を含む楽天グループ株式会社（以下「楽天グループ」といいます。）のフィンテック事業（以下「フィンテック事業」といいます。）の再編（以下「本再編」といいます。）後において流通株式比率を維持し、当行の資本政策の柔軟性を確保可能と考えております。A種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。A種種類株式は1株当たり普通株式と同額の配当を受けることができます。A種種類株式には普通株式を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株式が交付される楽天グループ及び株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といい、みずほFGとみずほ銀行を総称して「みずほグループ」といいます。）は、A種種類株式1株の取得と引換えに当行の普通株式1株を対価としてA種種類株式の全部又は一部を取得することを当行に対して請求できることとしております。A種種類株式の経済的権利は、普通株式と同等であり、A種種類株式の発行により当行の一般株主の権利が損なわれることはないものと判断しております。そのため、本株式交付の対価をA種種類株式とすることは相当であると判断しております。

当行は、それぞれ楽天カード、楽天証券HDの普通株式1株に対して、以下の当行のA種種類株式を割当て交付いたします。

- ① 楽天カード：1,867株
- ② 楽天証券HD：0.185株

当行が本株式交付により交付するA種種類株式の合計は230,890,116株であり、楽天グループに対して207,330,443株、みずほ銀行に対して23,559,673株を交付し、全て当行が新規に発行する株式であります。当行のA種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、本株式交付の効力発生日において、新たに発行される当行A種種類株式のうち楽天グループは25,859,500株、みずほ銀行は23,559,673株に関して普通

株式を対価とする取得請求権を行使し、普通株式に転換する予定です（以下「本普通株式転換」といいます。）。本普通株式転換によって、楽天グループは当行普通株式25,859,500株、みずほ銀行は当行普通株式23,559,673株を受領し、当行普通株式の発行済株式数は223,918,209株（自己株式控除後）株となります。2026年3月末時点で楽天グループが保有する当行普通株式85,962,580株を合算すると、本普通株式転換後、楽天グループは当行普通株式の111,822,080株（本普通株式転換後における当行普通株式の発行済株式総数223,918,209株（自己株式控除後。議決権数は2,238,679個）に対する比率は49.94%（議決権総数に対する比率は49.95%））を保有します。また、本普通株式転換後、みずほ銀行は当行普通株式の23,559,673株（本普通株式転換後における当行普通株式の発行済株式総数に対する比率は10.52%（議決権総数に対する比率は10.52%））を保有します。

当行が譲り受ける楽天カード、楽天証券HDの普通株式の数の下限はそれぞれ、楽天カード：84,128株、楽天証券HD：399,044,000株とします。本株式交付に伴い1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当行の普通株式を売却し、その端数に応じてその代金を楽天グループに交付いたします。

（注1） 以下の普通株式の発行済株式数を前提としております。楽天証券HDの普通株式の発行済株式数には、本第三者割当増資により増加する楽天証券HD株式2,398,000株を含み、本株式交付により交付する当行の普通株式数の算定に考慮しております。

当行：	174,499,180株
楽天カード：	84,128株
楽天証券HD：	399,044,000株

（注2） 本株式交付及び本普通株式転換後の当行の発行済株式数は以下のとおりです。

普通株式：	223,918,209株（自己株式控除後）
A種種類株式：	181,470,943株

（2）本株式交付に係る割当ての内容の根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

楽天グループは、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性及び妥当性を確保するため、楽天グループ及び当行から独立したBofA証券株式会社（以下「BofA証券」といいます。）及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザーとして起用し、2026年5月20日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得いたしました。楽天グループは、BofA証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券

から提出を受けた株式交付比率の算定結果、当行に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業からの助言等を踏まえ、当行及び本株式交付子会社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動等の要因を総合的に勘案し、検討を重ねた結果、最終的に上記 3 (2) ①(i)「本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）」記載の株式交付比率が、BofA 証券及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券が算定した株式交付比率レンジ内であり、株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

当行は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性及び妥当性を確保するため、当行及び楽天グループから独立した大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）及びゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザーとして起用しております。なお、大和証券を第三者算定機関として起用し、2026 年 5 月 19 日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得いたしました。また、当行の取締役会は、楽天グループ及び本再編の成否から独立した当行の独立社外取締役（長門正貢氏、川村佳世子氏）及び独立社外監査役（山田眞之助氏、三村亨氏）並びに企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、2026 年 6 月 24 日開催予定の当行の第 27 期定時株主総会において独立社外取締役候補者として上程を予定している河井聡氏の計 5 名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しております。本特別委員会は、独立した第三者算定機関として合同会社デロイト トーマツ（以下「デロイト トーマツ」といいます。）を起用し、2026 年 5 月 19 日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得するとともに、本株式交付における株式交付比率が当行の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得いたしました。詳細は、下記(iii)「公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

当行は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券からの助言等及び大和証券から提出を受けた株式交付比率の算定結果、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）並びに財務・税務・ガバナンス関連アドバイザーであるデロイト トーマツグループ（合同会社デロイト トーマツ、デロイトトーマツ税理士法人及び有限責任監査法人トーマツをいう。以下同じ。）からの助言等、本特別委員会がその独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツから提出を受けた株式交付比率算定書及びフェアネス・オピニオン、本特別委員会からの助言及び意見の内容等に加え、本株式交付子会社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当行及び本株式交付子会社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動等の要因を総合的に勘案し、検討を重ねた結果、最終的に上記 3 (2) ①(i)「本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）」記載の株式交付比率が、大和証券及びデロイト トーマツが、当行及び本株式交付子会社固有の

特徴や事情を反映するという観点で相対的に優れていると考えられる DDM 法によって算定した評価レンジの範囲内であり、株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

イ 算定に関する事項

(ア) 算定機関との関係

BofA 証券は、楽天グループ、当行、楽天カード、及び楽天証券 HD の関連当事者には該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、BofA 証券は、本株式交付に関して楽天グループのファイナンシャル・アドバイザーを務め、かかるサービスに対し手数料（その全額が、本再編の完了を条件としております。）を受領します。

（注）BofA 証券及び同社の関係会社は、楽天グループ、当行、楽天カード、及び楽天証券 HD に対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを過去及び現在において提供しており、または将来においてもそのようなサービスを提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。また、BofA 証券及び同社の関係会社は、通常の業務の過程において、楽天グループ、当行、楽天カード及び楽天証券 HD の株式、債券又はその他の金融商品（デリバティブを含みます。）について、自己又は顧客の勘定において投資し、ロング又はショートのパポジションを取得又は保有することがあります。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、楽天グループ、当行、楽天カード、及び楽天証券 HD の関連当事者には該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、株式会社三菱 UFJ 銀行（以下「三菱 UFJ 銀行」といいます。）、及び三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「三菱 UFJ 信託銀行」といいます。）と同一の親会社をもつ会社であります。三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券によれば、金融商品取引法第 36 条第 1 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。その後の改正を含みます。）第 70 条の 4 の適用法令に従い、ファイナンシャル・アドバイザーである三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券と、三菱 UFJ 銀行、及び三菱 UFJ 信託銀行はそれぞれの間、及びそれぞれの社内において、弊害防止措置として、楽天グループ、当行、楽天カード、及び楽天証券 HD に関する情報について厳格に管理する情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施しているとのこと。以上を踏まえて、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、三菱 UFJ 銀行、及び三菱 UFJ 信託銀行の判断に影響を受けることなくファイナンシャル・アドバイザーとしての役務を提供しており、三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ 信託銀行とは独立した立場で当行、楽天カード、及び楽天証券 HD の

株式価値の算定を行っているとのことです。

大和証券及びデロイト トーマツは、当行、楽天グループ、楽天カード、楽天証券 HD の関連当事者には該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(イ) 算定の概要

(A) BofA 証券株式会社

BofA 証券は、一定の条件の下で、複数の株式価値算定手法の中から当行及び本株式交付子会社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当行及び本株式交付子会社と比較可能な複数の上場会社の市場評価を基にした類似企業比較法、また、事業を安定的に運営する上で必要となる自己資本比率を設定した上で、当該比率を上回る部分の資本を、株主に帰属すべきキャッシュ・フローとして一定の株主資本コストで現在価値に割り戻して株式価値を分析する手法である配当割引モデル

(Dividend Discount Model) (以下「DDM 法」といいます。)を採用して、当行及び本株式交付子会社の株式価値の分析を行いました。

(注) かかる分析は、楽天グループの取締役会が(当該立場において)本株式交付の検討において使用するためにその便宜のために作成されたものであり、他のいかなる者に対しても、その便宜のために作成されたものではなく、かつ、いかなる権利又は救済手段を付与するものでもありません。

(B) 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、当行及び本株式交付子会社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当行及び本株式交付子会社と比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、所定のリスク管理方針に従い、事業を安定的に運営する上で必要となる資本水準を規制ベース及び経済価値ベースの健全性基準に基づき設定した上で、当該水準を上回る部分の資本を、株主に帰属すべき利益として資本コストで現在価値に割り引くことによって株式価値を分析する手法である DDM 法、又は、将来の事業活動の状況を算定に反映するために DCF 法を採用して、当行及び本株式交付子会社の株式価値の分析を行いました。

(C) 大和証券

大和証券は、複数の算定手法の中から採用すべき算定手法を検討の上、各社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当行については、同社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在するこ

とから市場株価法を、当行及び本株式交付子会社については、各社と比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法及び、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される DDM 法を採用して、当行及び本株式交付子会社の株式価値の分析を行いました。

上記の各評価手法による当行株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の楽天カードの普通株式 1 株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		株式交付比率のレンジ
当行	楽天カード	
市場株価法（基準日①）	類似会社比較法	1,022～1,632
市場株価法（基準日②）		1,188～1,912
類似会社比較法		984～2,077
DDM 法	DDM 法	945～2,220

また、当行株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の楽天証券 HD の普通株式 1 株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		株式交付比率のレンジ
当行	楽天証券 HD	
市場株価法（基準日①）	類似会社比較法	0.073～0.168
市場株価法（基準日②）		0.085～0.197
類似会社比較法		0.070～0.213
DDM 法	DDM 法	0.080～0.205

市場株価法においては、「フィンテック事業再編に向けた協議の再開始に関するお知らせ」を公表した 2026 年 2 月 25 日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、当行株式の東京証券取引所における基準日①の終値、基準日①までの直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を、並びに 2026 年 5 月 19 日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、当行株式の東京証券取引所における基準日②の終値、基準日②までの直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値をそれぞれ採用しております。

類似会社比較法については、当行、楽天カード及び楽天証券 HD それぞれが展開する事業の内容及び地域、財務指標等の観点で完全には類似していないものの相対的に

類似性があると判断される上場会社として、当行については株式会社 SBI 新生銀行、株式会社りそなホールディングス、株式会社あおぞら銀行、Nu Holdings Ltd.、KakaoBank Corp.を、楽天カードについては株式会社丸井グループ、American Express Co.、SBI Cards and Payment Services Ltd.、Visa, Inc.、Mastercard, Inc.を、楽天証券 HD についてはマネックスグループ株式会社、松井証券株式会社、The Charles Schwab Corp.、Interactive Brokers Group, Inc.をそれぞれ選定した上で、PER を用いて算定を行いました。

DDM 法において、当行については、当行が作成した 2027 年 3 月期から 2031 年 3 月期第 3 四半期までの財務予測に基づき、2026 年 4 月以降に当行が創出すると見込まれる、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。また、資本コストは 7.4%~9.4%を使用しております。継続価値の算定においては、定率成長モデル及び乗数モデルを採用しております。定率成長モデルでは、国内外のインフレ率及び当社が属する業界成長率等を踏まえて、永久成長率は 1.0%~2.0%を使用して算出しており、乗数モデルでは、業界各社の水準等を踏まえ、PER を 12.0 倍~14.7 倍を使用して算出しております。なお、大和証券が DDM 法の採用に当たり前提とした当行の財務予測には、大幅な増減益を前提とした予測に基づく評価を実施した事業年度が含まれておりません。

楽天カードについては、楽天カードが作成した 2026 年 12 月期から 2030 年 12 月期までの財務予測に基づき、2026 年 4 月以降に楽天カードが創出すると見込まれる、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。また、資本コストは 7.0%~9.0%を使用しております。継続価値の算定においては、定率成長モデル及び乗数モデルを採用しております。定率成長モデルでは、国内外のインフレ率及び当社が属する業界成長率等を踏まえて、永久成長率は 1.0%~2.0%を使用して算出しており、乗数モデルでは、業界各社の水準等を踏まえ、PER を 16.3 倍~20.0 倍を使用して算出しております。なお、大和証券が DDM 法の採用に当たり前提とした楽天カードの財務予測には、大幅な増減益を前提とした予測に基づく評価を実施した事業年度が含まれておりません。

楽天証券 HD については、楽天証券 HD が作成した 2026 年 12 月期から 2030 年 12 月期までの財務予測に基づき、2026 年 4 月以降に楽天証券 HD が創出すると見込まれる、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。また、資本コストは 7.5%~9.5%を使用しております。継続価値の算定においては、定率成長モデル及び乗数モデルを採用しております。定率成長モデルでは、国内外のインフレ率及び当社が属する業界成長率等を踏まえて、永久成長率は 1.0%~2.0%を使用して

算出しており、乗数モデルでは、業界各社の水準等を踏まえ、PER を 16.2 倍～19.8 倍を使用して算出しております。なお、大和証券が DDM 法の採用に当たり前提とした楽天証券 HD の財務予測には、大幅な増減益を前提とした予測に基づく評価を実施した事業年度が含まれております。具体的には、2026 年 12 月期はマーケット環境の変化に伴う営業収益の増加や、2025 年 12 月期対比で特別損失が減少すること等により当期純利益の増加を前提とした予測に基づく評価を実施しております。

なお、本再編の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、当行及び本株式交付子会社それぞれの収益に与える影響を切り分けて見積もることが困難であり、また当行及び本株式交付子会社ともにスタンドアローンの前提で公平に株式交付比率を算定するため、算定に使用した財務予測には反映しておりません。

大和証券は、株式交付比率の算定に際して、当行及び本株式交付子会社のそれぞれから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報等が正確かつ完全なものであることを前提としており、これらの資料及び情報等について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、大和証券は当行及び本株式交付子会社並びにその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、当行及び本株式交付子会社から提供されたそれぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、当行及び本株式交付子会社の経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。大和証券は、当行及び本株式交付子会社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の株式交付比率の算定は、2026 年 5 月 19 日現在の金融、経済、市場その他の状況を前提としております。また、当該財務予測は、本株式交付の実施を前提としておりません。

大和証券は当行の取締役会に対し、2026 年 5 月 19 日付にて、本株式交付に係る交付比率に関する算定書を提供しております。

なお、大和証券から、フェアネス・オピニオンは取得しておりません。

(D) デロイト トーマツ

デロイト トーマツは、当行及び本株式交付子会社の株式価値について、当行については、同社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、本株式交付子会社については、同社と比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、当行及び本株式交付子会社については、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株

主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される DDM 法を採用して、当行及び本株式交付子会社の株式価値の分析を行いました。

上記の各評価手法による当行株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の楽天カードの普通株式 1 株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		株式交付比率のレンジ
当行	楽天カード	
市場株価法（基準日①）	類似会社比較法	557～619
市場株価法（基準日②）		648～725
DDM 法	DDM 法	794～2,073

また、当行株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の楽天証券 HD の普通株式 1 株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		株式交付比率のレンジ
当行	楽天証券 HD	
市場株価法（基準日①）	類似会社比較法	0.091～0.121
市場株価法（基準日②）		0.106～0.142
DDM 法	DDM 法	0.099～0.287

市場株価法においては、「フィンテック事業再編に向けた協議の再開始に関するお知らせ」を公表した 2026 年 2 月 25 日を算定基準日（基準日①）として、当行株式の東京証券取引所における基準日①の終値、基準日①までの直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を、並びに 2026 年 5 月 19 日を算定基準日（基準日②）として、当行株式の東京証券取引所における基準日②の終値、基準日②までの直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

類似会社比較法については、楽天カードと類似性があると判断される類似上場会社として、イオンフィナンシャルサービス株式会社、株式会社クレディセゾン、株式会社オリエントコーポレーション、株式会社ジャックスを、楽天証券 HD と類似性があると判断される類似上場会社として、SBI ホールディングス株式会社、マネックスグループ株式会社、松井証券株式会社をそれぞれ選定した上で、PER を用いて算定を行いました。

DDM 法において、当行については、当行が作成した 2027 年 3 月期から 2031 年 3 月期第 3 四半期までの連結財務予測に基づき、2026 年 4 月以降に当行が創出すると

見込まれる、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を、一定の資本コストで現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。なお、当行の DDM 法における継続価値の算定においては永久成長法により算出しており、具体的には資本コストは 7.00%～9.50%を使用しており、永久成長率は 1.0%～2.0%を使用して算出しております。なお、デロイト トーマツが DDM 法の採用に当たり前提とした当行の連結財務予測には、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

楽天カードについては、楽天カードが作成した 2026 年 12 月期から 2030 年 12 月期までの財務予測に基づき、2026 年 4 月以降に楽天カードが創出すると見込まれる、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を、一定の資本コストで現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。なお、楽天カードの DDM 法における継続価値の算定においては永久成長法により算出しており、具体的には資本コストは 6.50%～7.75%を使用しており、永久成長率は 1.0%～2.0%を使用して算出しております。なお、デロイト トーマツが DDM 法の採用に当たり前提とした楽天カードの財務予測には、大幅な増減益を前提とした予測に基づく評価を実施した事業年度が含まれておりません。

楽天証券 HD については、楽天証券 HD が作成した 2026 年 12 月期から 2030 年 12 月期までの財務予測に基づき、2026 年 4 月以降に楽天証券 HD が創出すると見込まれる、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を、一定の資本コストで現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。なお、楽天証券 HD の DDM 法における継続価値の算定においては永久成長法により算出しており、具体的には資本コストは 6.00%～8.00%を使用しており、永久成長率は 1.0%～2.0%を使用して算出しております。なお、デロイト トーマツが DDM 法の採用に当たり前提とした楽天証券 HD の財務予測には、大幅な増減益を前提とした予測に基づく評価を実施した事業年度が含まれております。具体的には、2026 年 12 月期はマーケット環境の変化に伴う営業収益の増加や、2025 年 12 月期対比で特別損失が減少すること等により当期純利益の大幅な増加を前提とした予測に基づく評価を実施しております。

なお、本再編の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、当行及び本株式交付子会社それぞれの収益に与える影響を切り分けて見積もることが困難であり、また当行及び本株式交付子会社ともにスタンドアローンの前提で公平に株式交付比率を算定するため、算定に使用した財務予測には反映しておりません。

デロイト トーマツは、株式交付比率の算定に際して、当行及び本株式交付子会社のそれぞれから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報等が正確かつ完全なものであることを前提としており、これらの資料及び情報等について独自にその正確性及び完全性の検証を

行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、デロイト トーマツは当行及び本株式交付子会社並びにその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。デロイト トーマツは、当行及び本株式交付子会社から提供されたそれぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、当行及び本株式交付子会社の経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。デロイト トーマツは、当行及び本株式交付子会社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。デロイト トーマツの株式交付比率の算定は、2026年5月19日現在の金融、経済、市場その他の状況を前提としております。また、当該財務予測は、本株式交付の実施を前提としておりません。

デロイト トーマツは当行の本特別委員会に対し、2026年5月19日付にて、本株式交付に係る交付比率に関する算定書を提供しております。

また、本特別委員会は、2026年5月19日付で、デロイト トーマツから、本株式交付における株式交付比率が当行の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を取得しております。なお、本フェアネス・オピニオンは、デロイト トーマツが、当行及び本株式交付子会社それぞれから、当行及び本株式交付子会社に関する事業の現状、事業見通し等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した本株式交付に係る株式交付比率算定結果に加えて、本特別委員会との質疑応答、デロイト トーマツが必要と認めた範囲内での当行及び本株式交付子会社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにデロイト トーマツにおけるエンゲージメントチームとは独立したコミッティにおける本フェアネス・オピニオンに対する検証を経て発行されております。

（注）デロイト トーマツは、本再編に関連するサービスに対して本再編の成否にかかわらず支払われる固定報酬を受領することを予定しています。また、デロイト トーマツがサービスを提供することで生じた経費の払い戻しを受領する予定です。当行とデロイト トーマツの契約において、デロイト トーマツの業務によって生じる特定の責任からデロイト トーマツを免責すること、及び特定の責任に対し当行が補償することが同意されております。デロイト トーマツ又はその関係会社は、監査、コンサルティング、財務助言サービス等の様々なサービスを提供しているとのことです。その結果として、デロイト トーマツ又はその関係会社が、当行、本株式交付子会社、又はそれぞれの関係会社にサービスを提供している場合があるとのことです。また、デロイト トーマツ又はその関係会社が、当行、本株式交付子会社、

又はそれぞれの関係会社に対し、今後、何らかのサービスを提供する可能性があるとのことです。

デロイト トーマツは、本フェアネス・オピニオンに係る意見表明を行うに当たり、デロイト トーマツが参照した全ての財務情報、及び公表されていた又は当行もしくは本株式交付子会社によって提供されたその他の情報が真実、正確かつ完全であることを前提とし、かつ依拠しております。デロイト トーマツは、かかる情報の真実性、正確性及び完全性を独自に検証しておらず、かつ、これらについて一切の責任を負うものではありません。またデロイト トーマツは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出において、いかなる資産及び負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）についての監査その他いかなる保証業務も行っておらず、第三者への監査その他いかなる保証業務の依頼も行っておりません。さらに、倒産・支払停止又はそれらに類似する事項に関する法令の下での当行及び本株式交付子会社の信用力についての評価も行っておりません。またデロイト トーマツは、本フェアネス・オピニオンに係る意見表明を行うに当たり、当行の同意の下、デロイト トーマツが利用した当行及び本株式交付子会社の将来の事業計画が、当行による入手可能な最適で最善の予測と判断を織り込んで合理的に作成されていることを前提としております。また、デロイト トーマツは、本フェアネス・オピニオンに係る意見表明を行うに当たり、デロイト トーマツが利用した当行及び本株式交付子会社の将来の事業計画に対して独自の調査を行うことなく、これらの計画及びそれに関連する資料に依拠しております。

デロイト トーマツは当行に関して、本フェアネス・オピニオンに関連してデロイト トーマツに開示されていない重要な事象が、本フェアネス・オピニオンの日付時点で発生していないことその他の確認事項について、当行の経営者確認書に依拠しました。

デロイト トーマツは、本フェアネス・オピニオンに係る意見表明を行うに当たり、本再編成立に必要な政府、監督当局等の同意及び承認は全て、当行もしくは本株式交付子会社において、予想される本再編の便益に対し何ら影響を与えることなく取得されることを前提としております。また、デロイト トーマツは、本再編がデロイト トーマツに対して開示された本再編に関連する契約書に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、本再編の会計上、税務上の効果がデロイト トーマツに提示された想定及び前提と相違ないことを前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、当行の取締役会及び特別委員会に経営意思決定の参考情報を提供するためのものであり、本再編に関する議決権行使の推

奨を本株式交付子会社株主に対して行うものではありません。本フェアネス・オピニオンは、当行以外の第三者に宛てられるものではなく、第三者はいかなる目的においても、これを信頼し又はこれに依拠することはできません。従いまして、デロイト トーマツは、当行以外の第三者（当行株主を含みます。）に対して理由の如何を問わず一切の責任を負うものではありません。

デロイト トーマツは、当行又は当行取締役会及び特別委員会に対して、本再編に関する第三者の意思決定を勧誘する義務を負っておらず、またそのような勧誘を過去に行ったことはなく、将来においても行う予定はありません。

本フェアネス・オピニオンは、本件で予定されている取引条件が当行株主にとって財務的見地から公正であることについての意見を表明するものにとどまり、本再編を実行するという当行の決定の是非について意見を述べるものではありません。

本フェアネス・オピニオンは 2026 年 5 月 19 日時点又はデロイト トーマツに提供された情報の日付時点で存在する事業・経済・市場及びその他の状況に基づいております。デロイト トーマツは、本フェアネス・オピニオンの提出に際し、本再編の実施の基礎となる事業上の決定、又は本件で予定されている取引条件が実現可能な最良価格であるか否かについては分析及び検討しておらず、また、分析及び検討を行う義務を負うものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本再編の以前又は以後の当行の支払能力に関するいかなる見解も表明しておりません。

本フェアネス・オピニオンは、事前の書面によるデロイト トーマツの同意なく、当行の取締役会及び特別委員会が経営判断を行う上での参考資料として使用する他にはいかなる目的であれ利用することはできず、また第三者へ開示もしくは提供することはできません。なお、第三者への本フェアネス・オピニオンの開示は、デロイト トーマツ指定の「要請書」が当行より提出され、かつデロイト トーマツ指定の「差入書」が当該第三者より提出され、当該第三者が当該差入書に従い「本フェアネス・オピニオンの機密を厳格に守り、本フェアネス・オピニオンの利用によって何らの権利も取得せず、当該第三者による本フェアネス・オピニオンの利用に関するデロイト トーマツのすべての責任を免除することを了解および同意する場合」にのみ認められております。

当行は、2026 年 5 月 19 日以降の状況の変化が本フェアネス・オピニオンにおけるデロイト トーマツの意見に影響を与え得る場合であっても、デロイト トーマツが本フェアネス・オピニオンを更新、改訂、補足又は再確認す

る義務及び責任が無い旨につき、了承しております。

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

楽天グループは、2026年3月末時点において当行株式85,962,580株（保有割合にして49.26%。なお、小数点以下第3位を四捨五入しており、以下保有割合の記載について同じです。）を保有し、当行の親会社であることから、本再編は、当行にとって支配株主との取引等に該当いたします。そこで、当行は、楽天グループと当行の間で本再編の公正性を担保し、利益相反を回避するために、以下の措置を講じております。

ア 特別委員会の設置及び答申書の取得

(ア) 設置の経緯等

当行は、親会社かつ支配株主である楽天グループからの本再編に係る検討の再開の提案を受けて、本再編に関する具体的な検討を開始するに際し、本再編に関して楽天グループと当行の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることから、本再編の是非や取引条件の妥当性についての交渉及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保するため、楽天グループから独立した立場で本再編について検討・交渉等を行うことができる体制を構築するべく、2026年2月9日付の取締役会決議により、楽天グループ及び本再編の成否から独立した当行の独立社外取締役（長門正貢氏、川村佳世子氏）及び独立社外監査役（山田眞之助氏、三村亨氏）並びに企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、2026年6月24日開催予定の当行の第27期定時株主総会において独立社外取締役候補者として上程を予定している河井聡氏の合計5名から構成される本特別委員会を設置し、本特別委員会に対し、当行取締役会において本再編の実施の決定をするべきか否かについて検討し、当行取締役会に勧告を行うこと、及び、当行取締役会における本再編の実施の決定が、当行の少数株主にとって不利益なものでないかについて検討し、当行取締役会に意見を述べることを委嘱いたしました（以下「本委嘱事項」といいます。）。なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、タイムチャージによる報酬を支払うものとしております。

また、当行は、本委嘱事項の委嘱に当たり、当行取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本再編に関する意思決定を行うこと、並びに、本特別委員会が本再編の目的又は取引条件若しくは手続が妥当でないと判断した場合には、当行取締役会は本再編の実施の決定をしないことを決議しております。さらに、当行取締役会は、本特別委員会に対し、(a)本再編に関して当行が楽天グループその他の関係者との間で行う交渉の過程に実質的に関与すること（当該交渉の状況の報告を受け、必要に応じて、当該交渉又はその方針に関して指示又は要請を行うこと、及び自ら楽天グループその他の関係者と当該交渉を行うことを含む。）、(b)本委嘱事項について検討す

るに当たり、当行の財務又は法務等のアドバイザー（第三者算定機関を含む。）を指名又は承認（事後承認を含む。）し、また、必要に応じ、本特別委員会自らの財務又は法務等のアドバイザー（第三者算定機関を含む。）を選任又は指名すること（この場合の費用は当行が負担する。）、(c)当行の役職員及び当行のアドバイザーから本再編に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領することができる権限を付与いたしました。

（イ） 検討の経緯

本特別委員会は、2026年2月11日から2026年5月20日までの間に、会合を合計18回開催したほか、各会日間において電子メールその他を通じて、報告・情報共有、審議、意思決定等を行うなどして、以下のとおり、本委嘱事項について慎重に協議及び検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、当行から、本再編の検討に係る社内検討体制について、(a)楽天グループの役員を兼務する三木谷浩史取締役会長は、本再編に関して当行と利益相反関係にあることから、当行における一切の検討から外れること、(b)2025年3月まで楽天グループの常務執行役員を務めていた東林知隆代表取締役社長（以下「東林社長」といいます。）は公正性を担保する観点から、当行における一切の検討（但し、みずほグループとの業務提携に係る各施策内容の検討及びこれに関するみずほグループとの協議は除きます。）から外れること、並びに、(c)当行において本再編の検討に関与する者は、現在楽天グループの役職員を兼任しておらず、直近も楽天グループに所属していなかった者とするについて説明を受け、かかる検討体制について承認しました。また、当行のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券、当行のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所、当行の財務・税務・ガバナンス関連アドバイザーであるデロイト トーマツグループ、当行のファイナンシャル・アドバイザーであるゴールドマン・サックスについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上で、当行が外部専門家として選任することを承認しました。さらに、本特別委員会独自の第三者算定機関として、デロイト トーマツを、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上で選任いたしました。

なお、本特別委員会は、2026年2月25日付で、当行取締役会に対し、本再編に関して、当行取締役会が楽天グループとの間の同日付基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）の締結を決定することは、当行にとって特段不合理でなく、当行の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見書を提出しております。

その上で、本特別委員会は、当行から、本再編の意義・目的に関し、本再編の検討を再開する背景としての事業環境の認識、本再編を行うことの当行における意義、期

待されるシナジー等について説明を受け質疑応答を行うとともに、楽天グループに対しても、本再編の意義・目的等及びストラクチャー等に関する質問を行い、これに対する回答及び本再編の検討再開についての楽天グループの初期的提案書の内容を確認し、質疑応答を行っております。

また、本特別委員会は、当行から、本再編における株式交付比率の算定に用いられる当行の事業計画の内容並びにその作成過程及び前提等について説明を受け、その合理性を確認いたしました。また、本特別委員会は、デロイト トーマツグループが本再編のために実施したデュー・ディリジェンスの結果等も踏まえて、本再編における株式交付比率の算定に用いられる楽天カード及び楽天証券 HD の事業計画の合理性を確認いたしました。

その上で、本特別委員会は、当行のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から、株式交付比率に係る算定の内容及び方法、当該方法の選択理由、算定過程及び重要な前提条件等について説明を受けるとともに質疑応答を行い、これらの事項の合理性を確認いたしました。また、本特別委員会は、独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツからも、株式交付比率に係る算定の内容及び方法、当該方法の選択理由、算定過程及び重要な前提条件等について説明を受け質疑応答を行ったほか、同社が作成した本株式交付における株式交付比率が当行の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の内容及び前提等について説明を受け質疑応答を行い、同様にこれらの事項の合理性を確認いたしました。

以上に加え、本特別委員会は、当行及び当行のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から、本再編に伴う当行株式の上場廃止の可能性について、当行及び当行のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本再編に必要な銀行法その他法令上の手続について、説明を受け質疑応答を行ったほか、当行のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本再編に係る当行の意思決定の方法及びその過程等に関する助言並びに本再編に係る取引条件等に関する楽天グループ及びみずほグループとの間の交渉に係る助言を含む法的助言を受け、審議・検討を行いました。

さらに、本特別委員会は、当行から、楽天グループ及びみずほグループと当行との間における本再編に係る取引条件（株式交付比率を含みます。）に係る協議及び交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会を開催して交渉の方針等を協議し、方針や回答等につき具体的な指示をするなどして、楽天グループ及びみずほグループと当行との交渉過程に実質的に関与いたしました。本特別委員会は、楽天グループが 2026 年 4 月 15 日付で当行に対して楽天カードの普通株式 1 株に対して当行が新たに発行する A 種種類株式 2,696 株、楽天証券 HD の普通株式 1 株に対して当行の A 種種類株式 0.176 株とする株式交付比率（当行の 100%株式価値を 1 とし

た場合の楽天カードの株式価値を 1.3、楽天証券 HD の株式価値を 0.4、両社の合算を 1.7) とする提案（なお、本第三者割当増資による影響は勘案されておりません（以下同じです。）。また、当該 4 月 15 日付の提案においては、楽天カードによる、同社が保有する楽天ペイメントの株式の全部の楽天グループに対する譲渡は前提とされておりません。）を行ったことを踏まえて、当行のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券、本特別委員会独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツ、当行のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所とも協議した上で、同月 24 日付で楽天グループからの提案は当行少数株主保護の観点から不十分であるとして再提案をました。これに対して、楽天グループからは、これに対する同年 5 月 1 日付の回答において、当行の 100%株式価値を 1 とした場合の楽天カードの株式価値を 1.15、楽天証券 HD の株式価値を 0.4、両社の株式価値の合算を 1.55 とする提案（なお、当該 5 月 1 日付の提案以降においては、楽天カードが、同社が保有する楽天ペイメントの株式の全部を、100%評価額 1,000 億円で楽天グループに対して譲渡することが前提とされております。）が行われたことから、本特別委員会は、当行、当行のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券、本特別委員会独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツ、当行のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所とも協議した上で、同月 2 日付で、当行の 100%株式価値を 1 とした場合の楽天カードの株式価値を 0.75、楽天証券 HD の株式価値を 0.35、両社の株式価値の合算を 1.1 とする提案を行いました。これに対して、楽天グループからは、同月 6 日付の回答において、当行の 100%株式価値を 1 とした場合の楽天カードの株式価値を 1.10、楽天証券 HD の株式価値を 0.4、両社の合算を 1.5 とする提案がされたことから、本特別委員会は、当行、当行のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券、本特別委員会独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツ、当行のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所とも協議した上で、同月 8 日付で、当行の 100%株式価値を 1 とした場合の楽天カード及び楽天証券 HD の株式価値の合算を 1.20 とする提案を行いました。これに対して、楽天グループからは、同月 12 日付の回答において、当行の 100%株式価値を 1 とした場合の楽天カードの株式価値を 0.9、楽天証券 HD の株式価値を 0.45、両社の合算を 1.35 とする提案がされたことから、本特別委員会は、当行、当行のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券、本特別委員会独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツ、当行のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所とも協議した上で、同月 14 日付で、当行の 100%株式価値を 1 とした場合の楽天カードの株式価値を 0.9、楽天証券 HD の株式価値を 0.4、両社の株式価値の合算を 1.3 とする提案を行いました。これに対して、楽天グループからは、同月 15 日付の回答において、当行の 100%株式価値を 1 とした場合の楽天カードの株式価値を 0.9、楽天証券 HD の株式価値を 0.42、両社の株式価値

の合算を 1.32（楽天カードの普通株式 1 株に対して当行の A 種種類株式 1,867 株、楽天証券 HD の普通株式 1 株に対して当行の A 種種類株式 0.185 株とする株式交付比率）とする提案がされたことから、本特別委員会は、当行、当行のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券、本特別委員会独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツ、当行のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所とも協議した上で、同月 18 日付で、当該提案について応諾する旨の回答を行いました。

（ウ） 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下、本委嘱事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2026 年 5 月 20 日付で、当行取締役会に対し、委員全員の一致により、大要以下の内容の答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出いたしました。

（A） 答申内容

- ・ 当行取締役会は、本再編の実施（本再編に係る統合契約書（以下「本統合契約書」という。）の締結及び本株式交付の実施を含む。以下同じ。）の決定をするべきである。
- ・ 当行取締役会において本再編の実施を決定することは、当行の少数株主にとって不利益なものではない。

（B） 判断内容

a. 本再編が当行の企業価値向上に資するか否かの検討

（a） 当行の経営環境等

- ・ 上記 1（1）「本再編の背景・目的」に記載の当行の認識している経営環境等について、本特別委員会も同様の認識を有しており、本特別委員会として異論はない。

（b） 本再編によるシナジー

- ・ 当行は、本再編により当行が本株式交付子会社の株式を取得することによって、上記 1（1）「本再編の背景・目的」に記載のシナジーが見込まれ、当行の企業価値向上に資すると判断しているとのことである。
- ・ なお、本基本合意書の締結時点においては、楽天ペイメントについても、本再編による再編の対象とすることが想定されていたが、楽天グループは、楽天ペイメントの楽天グループにおける位置づけ等を踏まえ、本再編に関連して、楽天カードが保有する楽天ペイメント株式の全てを楽天グループに譲渡する予定であるとのことである。この点、当行としても、本再編後においても、当行は楽天ペイメント株式の発行済株式総数の 4.72%を保有し、フィンテック事業との連携を継続するとのことであり、また、楽天ペイメントが本再編による再編

の対象としない場合であっても、上述の本再編によるシナジーは十分に発揮することができるため、本再編において、楽天ペイメントを本再編の対象としないことは合理的であると認識しているとのことである。

- ・ また、当行及びみずほグループは、本再編に際して、本資本業務提携（本資本業務提携契約に基づく資本業務提携をいう。以下同じ。）により、みずほ銀行が対応する法人顧客等の資金調達ニーズと当行の個人預金を結び付ける様々な施策を行うことが可能となり、みずほ銀行のオリジネーション力強化と当行の運用資産多様化を実現しつつ、企業価値向上、さらには、日本経済そのものの発展に貢献できるものと考えているとのことである。具体的には、当行は、上記1（1）「本再編の背景・目的」に記載の取り組みを進めることで本資本業務提携によるシナジーが発生し、当行の企業価値向上に資すると判断しているとのことである。
 - ・ なお、当行としては、本再編の実施により当行の既存事業に影響はなく、当行の企業価値に重要な悪影響が生じるとは想定しておらず、本株式交付子会社及びそのグループ会社の既存事業についても、本再編により重大な影響が生じることは見込んでいないとのことである。
 - ・ 当行としては、本再編の実施により、当行株式について希薄化が生じるところ、投資家から本再編によるシナジーの実現を通じた純利益の増加について適切に評価を受けるべく情報開示を努めていく必要があると認識をしており、かつそれを実施していく意向であるとのことである。
 - ・ 以上のとおり、当行及び楽天グループは、本再編により当行が本株式交付子会社の株式を取得することを通じて、当行及び楽天グループにおけるフィンテックビジネスの企業価値を向上させることが可能になると考えており、また、当行及びみずほグループは、本資本業務提携を通じて、当行及び楽天グループフィンテックビジネスの企業価値を向上させることが可能になると考えているとのことである。そして、当行によれば、本再編によって当行の企業価値に重要な悪影響が生ずることは想定していないとのことである。この点、本特別委員会としても、当該判断に異論はなく、上記の本再編後の企業価値向上策は、当行の既存の成長戦略にも合致しており、当行の企業価値の一層の向上に資する重要な施策であると認める。
- (c) 本再編の実施による当行の上場廃止の可能性（不適当な合併等に関する審査等に係る問題）
- ・ 当行は、東京証券取引所及び日本取引所自主規制法人上場管理部から、本再編後も、上場は維持しつつ実質的存続性については肯定する旨の見解を受領しているとのことである。

- ・ この場合、大和証券によれば、日本取引所自主規制法人上場管理部との間の事前相談の内容を踏まえると、実質的存続性を失わせる一定のコーポレートアクションが実施された場合には、再度、日本取引所自主規制法人上場管理部より審査を受ける可能性があるが、かかるコーポレートアクションを実施しないことで、上場廃止となる事態を避けることが可能とのことである。

(d) 本再編の実施による当行の上場廃止の可能性（流通株式比率に係る問題）

- ・ 当行によれば、本株式交付に際して発行される当行株式をA種種類株式とすることにより、本再編後において流通株式比率を維持することが想定されているとのことである。本統合契約書及び本資本業務提携契約において、楽天グループ及びみずほ銀行は、本株式交付後における各社の当行に対する議決権比率が下記のとおりとなるよう、①みずほ銀行は、本株式交付の効力発生後直ちに（但し、遅くとも効力発生日中に）、本株式交付の対価として交付されたA種種類株式の全部について取得請求権を行使し、当行の普通株式の交付を受けるものとされており、②楽天グループは、本株式交付の効力発生後直ちに（但し、遅くとも効力発生日中に）、本株式交付の対価として交付されたA種種類株式の一部について取得請求権を行使し、当行の普通株式の交付を受けるものとされている。

	普通株式	A種種類株式	議決権比率
楽天グループ	111,822,080 株	181,470,943 株	49.95%
みずほ銀行	23,559,673 株	0 株	10.52%

- ・ 楽天グループ及びみずほ銀行がA種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権を全て行使したと仮定した場合、楽天グループは当行の普通株式293,293,023株、発行済株式数405,389,152株（自己株式控除後）に対して72.35%の持分を保有することになり、その場合、流通株式比率35%の基準を充たさなくなる可能性があるが、本統合契約書においては、楽天グループの義務として、当行の株主として可能な範囲において、当行の普通株式が本再編後においても東京証券取引所プライム市場への上場を維持し続けるために必要となる一切の措置を当行と協議の上講じる旨、及び、当行に対して、当行の普通株式の東京証券取引所プライム市場への上場の維持に支障を及ぼす行為又はその決定を行うことを要請してはならない旨の義務が規定されている。また、本資本業務提携契約においても、みずほ銀行の義務として、上場維持のための協力に関する条項が規定されている。
- ・ 以上のこと等から、本再編後、当行の株式が流通株式比率の観点から上場廃止となる懸念は解消可能と合理的に見込まれる。

(e) 楽天グループが銀行法に基づく銀行持株会社規制の適用対象とならないこと

- ・ この点、本統合契約書においては、楽天グループは、本株式交付の効力発生後、原則として、当行の事前の書面による承諾なく、A種種類株式の取得請求権を行使することはできず、当該取得請求権の行使により当行の普通株式の交付を受けた直後の楽天グループの当行に対する議決権比率が50%以下に留まる場合に限り、取得請求権を行使することができるものとされている。
- ・ したがって、本再編後、楽天グループが、当行の想定に反して銀行法上の銀行持株会社規制の適用対象となる懸念は解消されている。

(f) 小括

- ・ 以上のとおり、本特別委員会としては、当行及び楽天グループが考える両社の経営環境等について異存はなく、本再編後に当行の考える企業価値向上策を実施すること等により、相応のシナジーが生じることが期待される。他方で、本再編の実施による当行の上場廃止の可能性については、これを回避可能であることが合理的に見込まれ、楽天グループが当行の想定に反して銀行法上の銀行持株会社規制の適用対象となる懸念は解消されている。そのため、本再編は、当行の企業価値の向上に資するものといえる。

b. 本再編の取引条件の妥当性

(a) 株式交付比率の妥当性

①大和証券による算定結果

- ・ 大和証券による算定の前提とされた当行の事業計画の策定に際しては、その策定過程に楽天グループの関与はなく公正性を疑うべき事情は存在せず、その内容に不合理な点は見受けられない。また、大和証券による算定の前提とされた楽天カード及び楽天証券HDの事業計画（但し、デロイト トーマツグループが本再編のために実施したデュー・ディリジェンスの結果等を考慮したもの。）の内容に不合理な点は見受けられない。
- ・ また、大和証券が採用した算定手法は本再編と同種の取引における株式価値算定においても一般的に利用されている算定手法であり、かつ、大和証券による各算定手法の採用理由に不合理な点は認められない。
- ・ 大和証券による市場株価法による算定の内容に不合理な点は認められない。また、類似会社比較法について、大和証券は、各社の事業内容等を適切に考慮の上で類似上場会社の選定を行っており、特に不合理な点は認められない。加えて、DDM法について、大和証券による継続価値の算定方法、並びに、資本コスト及び永久成長率の算出根拠及び算出方法等に関する説明に特に不合理な点は認められない。
- ・ なお、大和証券による算定において、本第三者割当増資による影響は考慮されていないものの、本第三者割当増資において楽天証券HDが新たに発行する楽

天証券 HD 株式の 1 株当たりの発行価格は、本統合契約書の締結の前営業日である 2026 年 5 月 19 日の当行株式 1 株当たりの東京証券取引所における終値（6,767 円）に、本株式交付における楽天証券 HD 株式の株式交付比率（0.185）を乗じて得られる金額とされており、当行株式の時価を基準として算出されていることから、かかる取扱い是不合理ではないと考えられる。

② デロイト トーマツによる算定結果及びフェアネス・オピニオン

- ・ デロイト トーマツによる算定の前提とされた当行の事業計画の策定に際しては、その策定過程に楽天グループの関与はなく公正性を疑うべき事情は存在せず、その内容に不合理な点は見受けられない。また、デロイト トーマツによる算定の前提とされた楽天カード及び楽天証券 HD の事業計画の内容に不合理な点は見受けられない。
- ・ また、デロイト トーマツが採用した算定手法は本再編と同種の取引における株式価値算定においても一般的に利用されている算定手法であり、かつ、デロイト トーマツによる各算定手法の採用理由に不合理な点は認められない。
- ・ デロイト トーマツによる市場株価法による算定の内容に不合理な点は認められない。また、類似会社比較法について、デロイト トーマツは、各社の事業内容等を適切に考慮の上で類似上場会社の選定を行っており、特に不合理な点は認められない。加えて、DDM 法について、デロイト トーマツによる継続価値の算定方法、並びに、資本コスト及び永久成長率の算出根拠及び算出方法等に関する説明に特に不合理な点は認められない。
- ・ なお、デロイト トーマツによる算定において、本第三者割当増資による影響は考慮されていないものの、本第三者割当増資において楽天証券 HD が新たに発行する楽天証券 HD 株式の 1 株当たりの発行価格は、本統合契約書の締結の前営業日である 2026 年 5 月 19 日の当行株式 1 株当たりの東京証券取引所における終値（6,767 円）に、本株式交付における楽天証券 HD 株式の株式交付比率（0.185）を乗じて得られる金額とされており、当行株式の時価を基準として算出されていることから、かかる取扱い是不合理ではないと考えられる。
- ・ 本フェアネス・オピニオンは、独立性を有するデロイト トーマツが、当行及び本株式交付子会社から、当行及び本株式交付子会社の事業の現状、事業見通し等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した本株式交付に係る株式交付比率算定結果に加えて、本特別委員会との質疑応答、デロイト トーマツが必要と認めた範囲内での当行及び本株式交付子会社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにデロイト トーマツにおけるエンゲージメントチームとは独立したコミッティにおける本フェアネス・オピニオンに対する検証を経て発行されている。

- ・ 以上の本フェアネス・オピニオンは発行手続及び内容に不合理な点は認められず、本フェアネス・オピニオンは信頼性を有すると認められる。

③ 小括

- ・ 上記のとおり、大和証券の作成に係る株式交付比率算定書（以下「大和証券算定書」という。）及びデロイト トーマツの作成に係る株式交付比率算定書（以下「デロイト トーマツ算定書」という。）において算定の前提とされている当行の事業計画の策定経緯に公正性を疑うべき事情は存在せず、その他当該算定の前提とされている各事業計画の内容に不合理な点は見受けられない。
- ・ 大和証券及びデロイト トーマツが採用した算定手法は本再編と同種の取引における株式価値算定においても一般的に利用されている算定手法であり、かつ、大和証券及びデロイト トーマツによる各算定手法の採用理由に不合理な点は認められない。また、大和証券及びデロイト トーマツによる市場株価法、類似企業比較法及び DDM 法による算定内容について特に不合理な点は認められない。
- ・ その上で、本株式交付比率は大和証券算定書及びデロイト トーマツ算定書における市場株価法（本株式交付子会社は市場株価が存在しないことから類似会社比較法による算定結果を用いている。）に基づく算定結果との対比において一部評価レンジの範囲外となっているが、楽天銀行及び本株式交付子会社はいずれも継続企業であり、その株式価値算定においては、評価対象となる企業の将来の事業活動の状況を織り込んだ事業計画を基に分析することのできる DDM 法が楽天銀行及び本株式交付子会社固有の特徴や事情を反映するという観点で相対的に優れた手法と考えられ、かかる本株式交付比率の評価に際しても、DDM 法による評価レンジとの関係を重視するべきであると考えられる。そして、本株式交付比率は、大和証券算定書及びデロイト トーマツ算定書のいずれとの関係でも、DDM 法における評価レンジの範囲内の比率である。
- ・ 加えて、本再編に関しては、信頼性を有すると認められる本フェアネス・オピニオンが発行されている。
- ・ 以上を踏まえれば、本株式交付比率は妥当であると考えられる。

(b) その他の取引条件の妥当性

- ・ 本再編の手法としては、株式交付が予定されているところ、株式交付においては、当行の株主総会における特別決議が必要となるほか、反対株主の買取請求権等の救済手段も確保されており、株式交付を採用することが不合理であるとは認められない。

(c) 小括

- ・ 以上のとおり、本株式交付比率その他の本再編の条件は妥当であると考えられる。

c. 本再編の手続の公正性の検討

以下のとおり、本再編においては、十分な公正性担保措置が講じられていることからすれば、一般株主の利益を図る観点から公正な手続が実施されており、公正な手続を通じた当行の株主の利益への十分な配慮がなされているものと認められる。

- ・ 本再編においては、当行において独立した本特別委員会が設置され、有効に機能したものと認められる。
- ・ 本特別委員会は、独立性を有する第三者算定機関であるデロイト トーマツから、株式交付比率の算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得し、算定結果の合理性について専門的助言を取得している。
- ・ 当行は、独立性を有するファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である大和証券から、株式交付比率の算定書を取得している。
- ・ 当行は、外部専門家の独立した専門的助言を取得している。
- ・ 当行においては、利害関係を有する取締役等を本再編の検討・交渉過程から除外し、楽天グループから独立した立場で検討・交渉等を行うことができる体制が構築されている。本再編に関連する取締役会の決議に際して、現に楽天グループの代表取締役を兼任する当行の取締役である三木谷浩史氏及び2025年3月まで楽天グループの常務執行役員を務めていた東林社長については、取締役会における審議及び決議には参加しないこととし、両氏を除く当行の取締役全3名にて審議の上、その全員一致により当該決議を行っている。
- ・ 本再編においては、少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定である。
- ・ 本再編において、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定は予定されていないが、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、当該条件が設定されていなくても、そのことにより本再編における手続の公正性が損なわれるものではないと考えられる。

d. 結論

- ・ 以上のとおり、本再編は当行の企業価値の向上に資すると考えられる。また、本再編の条件は妥当であると考えられるとともに、本再編においては一般株主の利益を図る観点から公正な手続が実施されており、当行の少数株主の利益の保護が図られているから、当行取締役会は、本再編の実施の決定をするべきである。
- ・ また、当行取締役会において本再編の実施を決定することは、当行の少数株主にとって不利益なものではない。

イ 特別委員会における独自の独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本特別委員会は、本再編の公正性を担保するため、デロイト トーマツを本特別委員会の独自の独立した第三者算定機関として選定し、デロイト トーマツに対して、本株式交付に係る算定を依頼し、株式交付比率算定書を取得いたしました。また、本特別委員会は、2026 年 5 月 19 付で、デロイト トーマツから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。

デロイト トーマツより取得した株式交付比率算定書及び本フェアネス・オピニオンの概要は、上記(ii)イ「算定に関する事項」をご参照ください。

ウ 当行における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当行は、独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を起用し、2026 年 5 月 19 日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得いたしました。詳細は、上記(ii)イ「算定に関する事項」をご参照ください。

エ 独立した法律事務所からの助言の取得

当行は、独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交付の諸手続を含む本再編に係る取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

オ 当行における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

2026 年 5 月 20 日開催の当行の取締役会における本株式交付を含む本再編に関する議案は、当行の取締役のうち、三木谷浩史氏及び東林知隆氏を除く 3 名の取締役が審議し、全員の賛成により決議されております。また、当該当行取締役会においては、監査役 4 名全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、本再編に係る当行の取締役会の審議及び決議には、利益相反を回避する観点から、当行の取締役のうち、現に楽天グループの代表取締役を務める三木谷浩史氏及び 2025 年 3 月まで楽天グループ株式会社の常務執行役員であった東林知隆氏は参加しておりません。

カ 当行における独立した検討体制の構築

当行は、本再編に関して楽天グループと当行の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることから、本再編の是非や取引条件の妥当性についての交渉及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保するため、楽天グループから独立した立場で本再編について検討・交渉等を行うことができる体制を構築いたしました。具体的には、当行は、2026 年 2 月 9 日に、親会社かつ支配株主である楽天グループからの本再編に係る検討の再開についての初期的提案書を受領したことを受けて、本再編に関する検

討並びに楽天グループとの協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、現在楽天グループ各社の役職員を兼任しておらず、直近も楽天グループ各社に所属していなかった者を本再編に係る検討及び判断に関する関与メンバーとしております。なお、2025年3月まで楽天グループ株式会社の常務執行役員であった東林知隆氏は、当該関与メンバーには含めず、本再編に関する検討・交渉等は一切関与しないことと当初しておりましたが、みずほグループとの業務提携に係る各施策内容の検討及びこれに関するみずほグループとの協議を行うに際して、同氏が当行の代表取締役社長でありその関与の必要性が高いことを踏まえて、同氏はみずほグループとの業務提携に係る各施策内容の検討及びこれに関するみずほグループとの協議に限り、関与することとしています。

なお、本特別委員会は、当行の上記検討体制に独立性の観点から問題がないことを確認し、承認しております。

キ マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の要否

本再編において、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件（以下「MoM条件」）の設定は予定されておられません。MoM条件を設定した場合には、比較的少数の株式を保有する者によって本再編の実施を阻害することができることとなり、本再編の実施が不安定なものとなることで、かえって本再編を希望する少数株主の利益に資さない可能性があります。また、上記①から⑥までのとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、MoM条件が設定されていなくても、そのことにより本再編における手続の公正性が損なわれるものではないと考えております。

2. 当行の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交付に際して増加すべき当行の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の2に定めるところに従って、当行が適当に定めます。かかる内容は、当行の資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

別紙 3

株式交付子会社の最終事業年度に係る計算書類の内容

(次頁に添付のとおり)

株式交付子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事 業 報 告

第 26 期

〔 2025年 1月 1日から
2025年12月31日まで 〕

2026年3月26日、会社法第320条の規定に基づき、第26期計算書類及び事業報告は報告が完了しています。

楽天カード株式会社

第 26 期 事 業 報 告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

①経営環境

当期における国内経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費が持ち直し、緩やかな回復基調を示しました。しかしながら、米国の通商政策や物価高騰の継続が個人消費に与える影響は、国内の景気を下押しするリスクとなっています。金融資本市場の変動等、先行きの不透明感 は払拭されておらず、引き続き動向を注視してまいります。

②連結業績の概況

このような環境の中、当社グループは、以下のように着実に成長を果たすことができました。

クレジットカード事業セグメントでは、経済の緩やかな回復とキャッシュレス化の進展を背景に、ショッピング取扱高を伸長することができました。ショッピングリボルビング残高、キャッシング残高もまた、前年同期末比で増加しています。

当期においては、楽天モバイルとの戦略的コラボレーションキャンペーンに加え、各種デザインカードやみずほ楽天カードの新規発行が奏功し、ショッピング取扱高は 26 兆 5,169 億 11 百万円（前年同期比 10.3%増）となりました。また、ショッピングリボルビング残高は 7,100 億 84 百万円（前年同期末比 6.3%増）、キャッシング残高は 1,624 億 59 百万円（前年同期末比 8.2%増）となりました。

ペイメント事業セグメントでは、楽天ペイメントが主にモバイル決済サービスの提供等を行い、また、楽天 Edy がプリペイド型電子マネーのサービス等を営んでおり、お客様のご利用シーンに応じた、幅広い決済サービスを提供しています。

当期においては、各自治体との連携強化に加え、2025 年 12 月からは Uber Japan 株式会社及び Uber Eats Japan 合同会社との間で、楽天 ID 連携を皮切りとした戦略的パートナーシップを推進し、ユーザー利便性の向上を図りました。さらに、AI を活用した効率的なマーケティング施策を展開し、「楽天ペイアプリ」の取扱高が拡大しました。引き続き各種施策・サービスの拡充を行い、顧客に最も選ばれるペイメントサービスを目指します。

以上の結果、当期の業績については、売上収益 462,264 百万円（前年同期比 13.3%増）、営業利益 62,944 百万円（前年同期比 1.0%増）、及び当期利益 46,300 百万円（前年同期比 3.8%減）となりました。

③当期の経営成績（Non-GAAP ベース）

当社グループでは、Non-GAAP 営業利益を経営成績評価上の重要な指標としています。Non-GAAP 営業利益は、国際会計基準（以下「IFRS 会計基準」）に基づく営業利益から、当社グループが定め

る非経常的な項目や、その他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP 指標を開示することで、ステークホルダーにとって過年度比較が容易になり、当社グループの経営成績や将来の見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。なお、非経常的な項目とは、将来見通し作成の観点から一定のルールに基づき除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことです。その他の調整項目とは、「楽天」等のブランド利用等のためのブランドロイヤリティや、適用する会計基準等により差異が生じやすく、企業間での比較が困難な株式報酬費用等を指します。

当期においては、前述の取組みの結果、Non-GAAP 営業利益は 72,929 百万円となり、前年同期の 66,302 百万円から 6,627 百万円（前年同期比 10.0%増）の増加となりました。なお、Non-GAAP 営業利益から営業利益への調整は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	当期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
Non-GAAP営業利益	72,929
ブランドロイヤリティ	△5,102
株式報酬費用	△1,096
その他の調整項目（注）	△3,787
営業利益	62,944

（注）その他の調整項目には、カード債権流動化における資金調達取引に係る消費税の更正通知の受領に起因した過年度分を含む追徴税額及び延滞税額等の納付額 4,950 百万円が含まれています。

（２）セグメントの概況

各セグメントの業績は以下のとおりです。IFRS 会計基準上のマネジメントアプローチの観点からセグメント損益を Non-GAAP ベースで表示しています。

当期（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

（単位：百万円）

	クレジットカード事業	ペイメント事業	合計
セグメントに係る売上収益	383,613	106,929	490,542
セグメント損益 (Non-GAAP営業利益)	63,470	9,459	72,929

（クレジットカード事業）

楽天カードの会員基盤拡大に伴うショッピング取扱高の増加等により、クレジットカード事業セグメントに係る売上収益は383,613百万円、セグメント損益は63,470百万円となりました。

(ペイメント事業)

各種決済サービスの総利用可能箇所数の増加や、効果的なキャンペーン活動等により、売上収益は106,929百万円、セグメント損益は9,459百万円となりました。

(3) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
売上収益	375,096	381,832	329,471	407,954	462,264
営業利益	52,567	52,683	60,700	62,332	62,944
Non-GAAP 営業利益	47,483	43,773	49,096	66,302	72,929
税引前当期利益	52,509	52,550	60,362	61,938	62,812
当期利益	66,299	49,425	48,521	48,123	46,300
基本的1株当たり 当期利益	854,494円23銭	631,588円7銭	609,363円82銭	569,610円80銭	544,766円60銭
総資産	13,884,877	4,087,679	4,190,330	4,459,004	4,627,874
親会社の所有者 に帰属する持分	513,040	126,964	147,230	131,074	176,953
ROE	13.72%	15.92%	35.36%	34.44%	29.76%
ROA	0.55%	0.55%	1.17%	1.11%	1.01%
自己資本比率	3.69%	3.11%	3.51%	2.94%	3.82%

(4) 資金調達の状況

当社は無担保社債の発行により2025年6月に110,000百万円を、同年12月に50,000百万円を調達しました。

(5) 設備投資の状況

当期の設備投資は総額で11,785百万円であり、主にクレジットカード事業セグメントのソフトウェアの取得・開発によるものです。

(6) 対処すべき課題

①経営方針

当社グループは、楽天グループが掲げる「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」という基本理念を共有し、これを経営の基本方針としています。ユーザー及び取引先企

業へ満足度の高いサービスを提供するとともに、多くの人々の成長を後押しすることで、社会を豊かにしていくことに寄与していきます。楽天グループが掲げる「グローバル イノベーションカンパニー」であり続けるというビジョンのもと、当社グループの企業価値及び株主価値の最大化を目指します。

②経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループは、各事業において KPI を設定しその進捗状況を計測しています。主な KPI は、クレジットカード事業のカードショッピング取扱高、カードキャッシング残高、カードショッピングリボルビング残高、ペイメント事業の各種決済サービスの総利用可能箇所数等です。

③対処すべき課題

当社グループは、当社グループ間及び楽天グループ各社との連携をますます強化し、事業の安定的、持続的な拡大に努めます。

1) 事業戦略

各セグメントにおける事業基盤拡充に向けた効率的なプロモーション活動を行っていくことに加え、楽天グループ各社とのシナジーをこれまで以上に強化し、顧客の楽天グループに対するロイヤリティ向上につなげることで、各種 KPI の一層の向上に努めます。

一方、各セグメントの高い成長性を支えるオペレーション・システム体制の整備は極めて重要であり、お客様対応部門等のセンター部門の充実に努めてまいります。また、個人情報の適正な管理、コンプライアンス体制の強化、情報システムの安定性の確保、安定的かつ低金利での資金調達等の課題に対しても、継続して取り組みます。

2) グループ各社間の連携によるシナジーの発揮

当社の顧客基盤を最大限に活用し、クロスユースの促進や AI、音声認識等のテクノロジーの相互融合を通じて、グループ間のシナジーを一層追求し、楽天グループの FinTech 事業の拡大を目指します。

(7) 主要な事業内容及び主要な営業所ならびに使用人の状況

セグメント名	主な営業所	提供する主なサービス	従業員数(名)
クレジットカード事業	東京都港区 福岡県福岡市	クレジットカード『楽天カード』の発行 及び関連サービスの提供 個人向け銀行カードローンの保証業務	2, 296
ペイメント事業	東京都港区	モバイル決済サービスの提供等	1, 136

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数で、取締役、監査役、臨時従業員を含んでいません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は楽天グループ株式会社であり、当社の普通株式 71,509 株を所有しています。当社は楽天グループ株式会社と資本提携を含む包括的業務提携を行っています。

1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、支払いポイント付与料については、カード利用者及びカード会員入会者に対しポイント付与を行った対価の金額に基づき、双方協議の上、決定しています。

2) 当該取引は当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役及び監査役を受け入れています。当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を通して決定しています。

3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (間接所有を含む)	主要な事業内容
台灣樂天信用卡股份有限公司	1,450 百万新臺幣	100.00%	台湾におけるクレジットカード及び附帯するサービス
楽天ペイメント株式会社	100 百万円	95.28%	モバイル決済サービスの提供等
楽天 Edy 株式会社	75 百万円	95.28%	プリペイド型電子マネーサービスの提供等
楽天カードパートナーズ株式会社	10 百万円	100.00%	不動産事業等

(注) 資本金は、百万円未満（外貨建てのものは表示単位未満）を切り捨て表示しています。

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

普通株式 84,128 株

(2) 大株主

株主名	持株数	発行済株式数に対する 所有株式数の割合
楽天グループ株式会社	71,509 株	85.0002%
株式会社みずほ銀行	12,619 株	14.9998%

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第 2 条第 1 項の業務の報酬額

121 百万円

②当社又は当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

169 百万円

③当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての概要及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しています。

①役職員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、「楽天グループ企業倫理憲章」、「楽天カード行動指針」及び各種規程等に則り、法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

取締役、執行役員、社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員（以下「役職員」）の職務執行については、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部門による内部監査を実施するとともに、コンプライアンス委員会によりコンプライアンスに対する取組みを進め、適正な職務執行を徹底し報告させることで把握します。

また、取締役会及び監査役等による役職員の職務執行に対する監督を徹底し、法令・定款への適合性の検証を行います。

さらに、すべての役職員に対して当社の一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、継続的にコンプライアンス教育を実施するとともに、コンプライアンスにかかる宣誓を年に2回以上行います。

公益通報システム「楽天カードコンプライアンスヘルプライン」を利用した公益通報者保護法に基づいた措置等の適切な運用を推進するものとします。

また、監査役は当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、取締役会又は代表取締役社長に対し、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めるものとします。

法令・定款違反等の行為が発見された場合には「コンプライアンス細則」等に則り、速やかにコンプライアンス担当部署又は指定された外部の機関に通報し、対応策を講じるものとします。

役職員の法令・定款違反等の行為については「就業規則」、「懲罰委員会規程」に基づき処分を審議します。

②役職員の職務執行に関する情報の保存・管理体制

当社における役職員の職務執行に関する文書、電磁的記録等の各種情報は、「文書管理細則」、「情報セキュリティ細則」等の社内規程に則り、内部監査部門によるセキュリティ監査の実施による適正性を確保し、かつ適法・適切に所定の期間保存・管理するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができるものとします。

また、所定の期間保存・管理した後は、適切な方法にて廃棄するものとします。

③損失の危険の管理体制

事業活動に伴い生じる各種リスクについては、社内規程、細則及び業務マニュアルに基づきそれぞれの担当部署で適切に対処します。

特に当社において重要性の高い信用リスク及び情報管理に伴うリスクについては、代表取締役社長の指示のもと、リスク管理部門を中心に、リスク管理を徹底するとともに、当社全体として当該リスクの極小化を図ります。

また、緊急報告体制の強化により各種リスク情報の迅速な集約を推進するものとします。

四半期に1度開催されるリスク管理委員会（代表取締役社長等で構成）にてリスクに関する報

告を徹底することにより、リスク情報の集約及びリスク管理の徹底を行います。

事業に伴うリスクについては、一定額以上の事業投資案件につき取締役会の承認決議を必要とすることによって、取締役の職務執行を適切に監督するとともに、当社の代表取締役社長等によって構成される各委員会における事業遂行に係るリスクに関する報告を徹底することにより、リスク情報の集約及びリスク管理の徹底を行います。

④役職員の職務執行が効率的に行われるための体制

役職員の職務執行に関しては、「取締役会規程」、「組織細則」等の社内規程に基づき適切かつ効率的な意思決定体制を構築します。また、各種社内手続きの電子化を推進することにより、意思決定の明確化・迅速化を図ります。

意思決定に基づく業務の執行にあたっては、取締役会において選任された執行役員がその管掌業務の執行を行うことにより、機動的な職務執行を促進します。

これらの業務運営状況を把握し、改善を図るため「内部監査細則」に則り、内部監査部門による定例内部監査を行い、その結果について改善策を策定・実施する等の適切な措置を講じます。

⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「Rakuten Group Regulations」(RGR) 及び株主間契約に則り、親会社の主管部署等に対し重要事項の報告・相談をするほか、子会社に対しては「経営管理に関する規程」及び「関係会社管理規程」に則り、経営管理又は経営指導を行い、当社又は子会社の内部監査部門が年間計画に従い内部監査を実施することにより業務の適正を確保します。

また、主要な子会社と経営基本契約を締結するものとし、免許等を受けた金融機関である子会社については独立経営を尊重するものとします。

⑥子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社は子会社の自主性を尊重しつつ、「経営管理に関する規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、当社に対する報告事項を明確にし、執行状況のモニタリングを実施します。

⑦子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社からの報告体制を「リスク管理細則」、「FinTechグループ経営方針」に規定し、四半期に1度開催されるリスク管理委員会（代表取締役社長等で構成）に対応状況を報告するものとします。

⑧子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

会社の意思決定方法については子会社各社が各社内規程において明文化し、それぞれが重要性に応じた意思決定を行って、子会社各社が「業務分掌」、「職務権限」、「その他社内規程」を明文化し、各業務を効率的に遂行します。

これらの業務運営状況について、当社内部監査部門による内部監査を実施し、その状況を各社と共有・協力し、改善のための検証を行います。なお、「経営管理に関する規程」に基づく子会社は、各社の内部監査部門による内部監査を実施し、改善のための検証を行います。また必要に応じて当社に報告をするものとします。

⑨子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各子会社は「楽天グループ企業倫理憲章」、「楽天カード行動指針」及び各種規程等に則り法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

各子会社の役職員の職務執行については、当社の独立組織である内部監査部門による定常的な内部監査を実施します。

また、各子会社における内部統制システムの整備は当社の内部統制システムを参考に指導・作成を行います。

内部監査部門は、「関係会社管理規程」に則り内部監査を実施し、指摘・改善を行います。なお、「経営管理に関する規程」に基づく子会社は、各社の内部監査部門より内部監査を実施し、指摘・改善を行います。

⑩監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が補助使用人の設置を求めた場合には、その職務遂行に必要とされる能力を有する者の確保、指揮命令系統の監査役への帰属及び人事考課等の同意権付与等にて独立性と指示の実効性の確保に努めるものとします。

監査役が補助使用人の設置を求めている当社にあつては、内部監査部門が「内部監査細則」第8条に則り、監査役との連携強化に努め、定例情報共有会議の開催に加え、監査役からの必要な事項の命令に従い業務を遂行します。

⑪取締役、その他の使用人及び子会社の取締役、使用人等が監査役等に報告をするための体制及び子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

役職員（子会社における役職員を含む）は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、重要な事項及び監査役が必要と認め要請した事項については適正に報告する体制を整備するものとします。当社では、各種規程に則り開催される経営、子会社管理、リスク管理、コンプライアンス、情報セキュリティ等の会議体における重要事項について、監査役に報告と情報共有を行います。

また、インシデント、苦情相談報告はワークフロー内で監査役に回付されるとともに重要情報へのアクセス権限を解放する体制を維持します。

⑫監査役等への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役等へ報告を行った者に対し、その行為により不当な取扱いを排除するために社内通報制度を設け、本件をその対象事項と認め適正な運用を確保するものとします。社内通報制度における発生状況については通報窓口から定期的に情報共有されることを確保します。

⑬監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、予算計上費用を含め、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したとき、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかにこれに応じ、監査業務の円滑な遂行を確保します。

⑭その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

組織として監査役の独立性を周知するとともに、重要会議への参加要請、アクセス権限の解放等監査の実効性を高める環境を確保します。

⑮財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、金融商品取引法に基づく「J-SOX細則」を制定し、業務の適正を確保する体制を構築しています。

⑯反社会的勢力に対する体制

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するために、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「CCOガイドライン（RGR）」に則り、反社会的勢力と一切関係を持たず、警察等の外部機関と連携し、毅然とした態度で対応し、役職員の安全を確保するものとし、四半期に1度開催されるコンプライアンス委員会にて対応状況について報告するものとします。

（２）業務の適正を確保するための運用状況の概要

当期においては、前述の「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取組みは以下のとおりです。

①役職員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

「楽天グループ企業倫理憲章」、「楽天カード行動指針」及び各種規程等に則り、高い倫理観をもって事業活動に取り組んでいます。

内部監査部門を代表取締役社長直轄の組織として設置し、内部監査計画に基づいた内部監査を実施しています。「コンプライアンス細則」に基づき、当社におけるコンプライアンスの維持・推

進に必要な重要事項を審議するため、コンプライアンス委員会を四半期に1度開催し、コンプライアンスの実施状況を報告しています。

取締役は、社内規程に基づき、職務執行に対する監督を徹底しています。監査役は、監査役監査基準に基づき、職務執行に対する監督、法令・定款への適合性を検証しています。

役職員がコンプライアンスの維持に必要な事項を正しく理解するため、定期的にコンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンスに関する宣誓を年に4回実施しています。

法令及び「内部通報細則」を踏まえた内部公益通報体制を構築するとともに、適正な内部管理態勢の確立及び整備を取締役及び執行役員が率先して行っています。

監査役は当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、取締役会又は代表取締役社長に対し、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めています。取締役会への出席状況及び協議、報告された内容については、毎回取締役会議事録を作成しており、監査役からの意見等があれば、議事録に記載しています。

法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為（以下「違反行為」）が発生した部署の長は、「コンプライアンス細則」、「事故処理細則」等に則り、当該違反行為の発生後、速やかに関係者への報告、当該違反行為への対応策を実施しています。

役職員の法令・定款違反等の行為については、「就業規則」、「懲罰委員会規程」に基づき、その都度、厳正に処分を審議しています。これらの審議結果は、関連規程に基づき適切に記録・管理しています。

②役職員の職務執行に関する情報の保存・管理体制

役職員の職務執行に関する文書、電磁的記録等の各種情報は社内規程に則り、内部監査部門による監査を定期的の実施しています。また、取締役及び監査役が常時閲覧できるようになっており、関連法令に基づき定められた文書保存期間に従い、保管・管理・廃棄しています。

③損失の危険の管理体制

法令等違反や服務規律違反等のコンプライアンス・インシデントが発生・発覚した場合、「事故処理細則」等に則り適切に対応するとともに、必要に応じて関係する社内規程、細則、事務基準、マニュアル、手順書等を変更しています。

社内規程に基づき、四半期ごとにリスク管理委員会（委員長：代表取締役社長）を開催して、経営陣とリスクの共有を図り、リスクの極小化を図っています。社内マニュアルに沿って、システム障害発生等の緊急連絡先をメーリングリスト等で管理し、緊急時の迅速な情報集約と対策実施のための体制を整えています。楽天グループガイドライン（CISOガイドライン）に基づき情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）基準を導入して、毎年、情報資産の棚卸、リスク分析、及びリスク対策を進めています。

事業投資に関する意思決定及び必要な手続きにおいては、楽天グループ株式会社及び当社が定める社内規程に基づき、実行しています。

④役職員の職務執行が効率的に行われるための体制

役職員の職務執行に関して、社内規程に則り、適切な意思決定体制を構築の上、効率的な運用を行っています。

また、電子決裁システム導入をはじめとする各種社内手続きの電子化を推進し、役職員の職務執行における意思決定の明確化と迅速化を図っています。

執行役員は社内規程に定められた職務権限の内容に則り、管掌業務を遂行しています。

内部監査部門は、社内規程に則り、年次で内部監査を行い、業務運営状況を把握するとともに、監査結果に応じて適切な改善策の提言等の措置を行っています。

⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「Rakuten Group Regulations」(RGR) 及び株主間契約に則り、親会社への事前承諾等を適切に行っています。また、子会社のガバナンス強化のため、社内規程等に則り、子会社の意思決定機関等で付議・報告される重要事項に関して、別途報告を受けるものとし、さらに内部統制の確立や改善を目的に、子会社への内部監査を実施しています。

⑥子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

社内規程に則り、子会社の自主性を尊重しつつ、報告事項の明確化と執行状況のモニタリングを定期的に実施しています。

⑦子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社からの報告体制について社内規程に基づき、適切な対応を行っています。また、対応状況等については四半期ごとに開催されるリスク管理委員会にて報告しています。

⑧子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

各子会社は、各社内規程に基づき重要性に応じた意思決定を行い、「業務分掌」、「職務権限」、「その他社内規程」を明文化することで、取締役等の職務執行が効率的に行われる体制を構築・運用しています。

内部監査部門は、社内規程及び適切なリスク評価に基づき、該当する子会社に対して内部監査を実施し、監査結果に応じて適切な改善策の提言等の措置を行っています。子会社は、各社の内部監査部門による内部監査を実施し、改善のための検証を行っています。

内部監査部門は、当社における経営管理の対象となる子会社から定期的に監査結果及び進捗状況の報告を受けています。

⑨子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各子会社は「楽天グループ企業倫理憲章」、「楽天カード行動指針」及び各種規程等に則り、高い倫理観をもって事業活動に取り組んでいます。

内部監査部門は、社内規程及び適切なリスク評価に基づき、該当する子会社に対して内部監査を実施しています。

当社では、各子会社が内部統制システムを整備するにあたり、当社の内部統制システムを参考とするよう指導しています。

内部監査部門は、「関係会社管理規程」及び年次で実施するリスク評価に基づき内部監査を実施し、指摘・改善提案を行います。

子会社は、各社の内部監査部門による内部監査を実施し、監査結果に応じて適切な改善策の提言等の措置を行っています。

- ⑩監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人が配置された場合は、その使用人の取締役からの独立性を確保しています。

当社の監査役は補助使用人の設置を求めているため、内部監査部門が「内部監査細則」第8条に則り、監査役との連携強化を図り、月次及び四半期の活動状況を報告・共有するとともに、監査役の要請に応じ情報共有会議を開催する等、監査役からの必要な依頼に従い業務を遂行しています。

- ⑪取締役、その他の使用人及び子会社の取締役、使用人等が監査役等に報告をするための体制及び子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

役職員（子会社における役職員を含む）は、会社法等の法令に基づき監査役への報告が義務付けられている事項について、遅滞なく報告を行っています。また、重大な影響を与える可能性のある事項、その他監査役がその職務遂行上必要と認めて要請した事項については、適時・適切に監査役へ報告する体制を構築し、運用しています。

経営の透明性と健全性を確保するため、主要な会議体において、その審議内容や決定事項、重要な進捗状況等について監査役へ報告し、情報共有を行っています。

インシデント又は苦情報告については、当社ワークフローにて監査役を含め回付されています。また、重要情報については必要に応じて情報共有を行っています。

- ⑫監査役等への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は通報者が不利益な取扱いを受けていないかを把握する措置をとり、不利益な取扱いを把握した場合には、通報者の保護に必要な措置を講ずるものとし、当該行為を行った役職員に対して「就業規則」の定めるところにより懲戒処分を科すものとしています。

調査責任部署は通報窓口へ寄せられた公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲で個人情報の保護に十分配慮しつつ役職員へ開示しています。

- ⑬監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、速やかに当該費用または債務を処理しています。

- ⑭その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び各使用人は監査役から求められる情報や資料等を適時、提出・報告しています。

- ⑮財務報告の適正な実施のための体制

代表取締役社長直轄組織の内部監査部門が「J-SOX細則」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況について有効性の評価を実施し、評価結果を楽天グループ株式会社へ報告しています。また、会計監査人による監査を受け、業務の適正を確保しています。

- ⑯反社会的勢力に対する体制

当社は、反社会的勢力による被害を防止するため社内規程に則り、断固たる姿勢で対応しています。また、四半期に1度開催されるコンプライアンス委員会にて事業に関わる対応状況について報告し、適切な対応を行っています。

6. その他留意事項

「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「特定完全子会社に関する事項」については、該当事項はありません。

計 算 書 類

第 26 期

〔 2025年 1月 1日から
2025年12月31日まで 〕

楽天カード株式会社

貸 借 対 照 表

(2025 年 12 月 31 日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	4,155,554	流 動 負 債	3,635,611
現 金 及 び 預 金	165,871	買 掛 金	637,079
割 賦 売 掛 金	3,639,269	信用保証買掛金	108
信用保証割賦売掛金	108	短 期 借 入 金	1,981,343
流 動 化 受 益 債 権	55,028	1 年 内 返 済 予 定 の	
		長 期 借 入 金	495,444
前 払 費 用	2,495	1 年 内 償 還 予 定 の	
未 収 収 益	6,527	社 債	126,000
未 収 入 金	271,710	コマーシャルペーパー	140,100
そ の 他	53,681	リ ー ス 債 務	53
貸 倒 引 当 金	△39,137	未 払 金	109,378
		未 払 法 人 税 等	13,316
固 定 資 産	120,193	未 払 費 用	11,634
有 形 固 定 資 産	7,575	預 り 金	63,375
建物及び建物附属設備	3,184	割 賦 利 益 繰 延	21,050
機械装置及び運搬具	22	前 受 収 益	6,262
器 具 備 品	4,119	賞 与 引 当 金	1,038
土 地	197	債務保証損失引当金	482
リ ー ス 資 産	52	ポ イ ン ト 引 当 金	28,231
		そ の 他	712
無 形 固 定 資 産	42,211	固 定 負 債	527,454
ソ フ ト ウ ェ ア	28,337	社 債	124,000
ソフトウェア仮勘定	6,505	長 期 借 入 金	397,384
の れ ん	7,361	利息返還損失引当金	87
そ の 他	7	預 り 保 証 金	233
投 資 そ の 他 の 資 産	70,406	資 産 除 去 債 務	1,118
投 資 有 価 証 券	7,842	退 職 給 付 引 当 金	4,629
関 係 会 社 株 式	37,557		
固定化営業債権	23,235	負 債 合 計	4,163,066
関 係 会 社 出 資 金	594		
長 期 前 払 費 用	159	(純 資 産 の 部)	
敷 金	1,136	株 主 資 本	107,982
差 入 保 証 金	33	資 本 金	19,323
繰 延 税 金 資 産	16,900	資 本 剰 余 金	16,095
長 期 貸 付 金	1,200	資 本 準 備 金	16,095
貸 倒 引 当 金	△18,254	利 益 剰 余 金	72,563
		そ の 他 利 益 剰 余 金	72,563
		繰 越 利 益 剰 余 金	72,563
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,699
		その他有価証券評価差額金	4,699
		純 資 産 合 計	112,681
資 産 合 計	4,275,748	負債・純資産合計	4,275,748

損 益 計 算 書

〔 2025年 1月 1日から
2025年12月31日まで 〕

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営 業 収 益		
包括信用購入あっせん収益		281,687
信 用 保 証 収 益		9,928
融 資 収 益		28,332
そ の 他 の 収 益		55,013
金 融 収 益		
受 取 配 当 金	152	
受 取 利 息	384	536
合 計		375,498
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費		277,594
金 融 費 用		
支 払 利 息	44,184	
そ の 他	5,353	49,538
合 計		327,132
営 業 利 益		48,366
営 業 外 収 益		
雑 収 入	55	55
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	5	
雑 損 失	2	7
経 常 利 益		48,413
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	22	
租 税 公 課	4,950	4,972
税 引 前 当 期 純 利 益		43,441
法人税、住民税及び事業税	15,032	
過 年 度 法 人 税 等	△1,516	
法 人 税 等 調 整 額	83	13,599
当 期 純 利 益		29,842

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔 2025年 1月 1日から
2025年12月31日まで 〕

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
2025年1月1日残高	百万円 19,323	百万円 16,095	百万円 43,934	百万円 79,353
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	△1,213	△1,213
当期純利益	—	—	29,842	29,842
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	28,628	28,628
2025年12月31日残高	19,323	16,095	72,563	107,982

	評 価 ・ 換 算 差 額	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
2025年1月1日残高	百万円 4,241	百万円 83,595
当期変動額		
剰余金の配当	—	△1,213
当期純利益	—	29,842
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	457	457
当期変動額合計	457	29,086
2025年12月31日残高	4,699	112,681

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

子 会 社 株 式…………… 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産…………… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び建物附属設備 3 年 ～ 38 年

器 具 備 品 3 年 ～ 20 年

無 形 固 定 資 産…………… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（3 年～10 年）

の れ ん 20 年

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金…………… 債権の貸倒損失に備えるため、主に個人顧客を対象とした債権から構成される割賦売掛金等を、延滞月数等に応じて区分し、区分ごとの貸倒実績率を用いて、回収不能見込額を計上しています。

賞 与 引 当 金…………… 従業員の賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき金額を計上しています。

債務保証損失引当金…………… 債務保証に係る損失に備えるため、損失発生見込額を計上しています。

利息返還損失引当金…………… 将来の利息返還損失に備えるため、合理的見積り期間に係る利息返還請求件数の返還実績率、平均返還額等を勘案し、将来返還が見込まれる額を計上しています。

ポ イ ン ト 引 当 金…………… 将来の楽天ポイントサービス制度の利用による費用負担に備えるため、翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しています。

退職給付引当金……………	退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっています。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しています。
--------------	--

4. 収益及び費用の計上基準

収益は、以下の方法により計上しています。

(1) 顧客手数料

包括信用購入あっせん……………	主として残債方式
個別信用購入あっせん……………	7・8分法
信用保証……………	残債方式
融資……………	残債方式
残債方式……………	元本残高に対して所定の料率で利息等を算出し、期日経過のつど収益に計上する方法。
7・8分法……………	手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日到来のつど積数按分額を収益に計上する方法。

(2) 加盟店手数料

加盟店との契約に基づき、カード会員のショッピング取引後、加盟店から当社へ売上データが送信されたタイミングにおいて、決済サービスの提供という履行義務が充足されるため、同時時点でクレジットカードの決済金額に一定の料率を乗じた手数料収益を計上しています。また、決済金額の1%分のポイントをカード会員に付与しており、これらのポイント費用は加盟店手数料から控除しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………	金利スワップ
ヘッジ対象……………	借入金

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っています。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については特例処理によっているため、有効性の評価を省略しています。

【重要な会計上の見積りに関する注記】

貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 57,391百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社の貸倒引当金は、債権の区分ごとに過去の一定期間における貸倒実績等を基礎に算定された貸倒実績率を用いて、回収不能見込額を計上しています。債権の区分は、主に顧客のクレジットカード利用による債権については、延滞月数に応じて区分し、個人向け銀行カードローンの保証業務から生じる求償債権については、延滞月数に加え、個々の債務者の状況に応じて区分しています。

② 主要な仮定

貸倒引当金は、過去の一定期間における債権区分ごとの貸倒実績の趨勢が今後も継続すると仮定し、必要な額を計上しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

外部環境等の変化が債権の回収状況に影響を与える可能性があります。その結果、貸倒実績率が大きく変動したり、過去に有していた債権の信用リスクに著しい変化をもたらしたりする場合、翌事業年度の貸倒引当金が増減する可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 割賦売掛金

部 門 別	期 末 残 高
	百万円
包括信用購入あっせん	3,405,492
個別信用購入あっせん	12
融 資	256,999
計	3,662,505

上記割賦売掛金合計額には固定化営業債権が含まれています。

2. 割賦利益繰延

	前期末残高	当期受入額	当期実現額	当期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
包括信用購入あっせん	18,347	51,897	49,195	21,050

3. 有形固定資産の減価償却累計額 12,391百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び債務

(1) 短期金銭債権 206,936百万円

(2) 短期金銭債務 60,265百万円

5. コミットメントライン契約

(1) 貸出コミットメントライン契約

割賦売掛金には、クレジットカードに附帯するキャッシングに対しての貸付金が含まれています。なお、当該貸付金については、貸出契約の際に設定した額（契約限度額）のうち、当社が与信した額（利用限度額）の範囲内で顧客が随時借入を行うことができる契約となっています。当該契約に係る融資未実行残高は、以下のとおりです。

また、念書に基づく子会社への貸付の極度額を含んでいます。

貸出コミットメントラインの総額	5,527,554百万円
貸出実行残高	150,150百万円
未実行残高	5,377,404百万円

なお、上記貸出コミットメントライン契約においては融資実行されずに終了するものもあり、かつ、利用限度額についても当社が任意に増減させることができるものであるため、融資未実行残高は必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

(2) 借入コミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しています。なお、当該借入枠は73,750百万円で、借入実行残高はありません。

6. 債権流動化

当社は割賦売掛金を信託設定し、当該信託財産を裏付けに金融機関から資金調達を行っており（以下「カード債権流動化」）、この一連の取引を金融取引として会計処理しています。当期末の資金調達残高は短期借入金1,945,543百万円、1年内返済予定の長期借入金344,711百万円、長期借入金194,623百万円です。また、カード債権流動化による資金調達の裏付けとして信託拠出した割賦売掛金の当期末残高は3,409,350百万円で、流動化受益債権の当期末残高は55,028百万円です。

7. 保証債務

信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金に含まれない

回収代行を伴わない保証取引の残高	171,199百万円
子会社に対する親会社保証	9,275百万円
債務保証損失引当金	482百万円
差 引	179,992百万円

8. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

【損益計算書に関する注記】

1. 部門別取扱高

部 門 別	取 扱 高	(うち元本取扱高)
	百万円	百万円
包括信用購入あっせん	26,519,269	(26,467,368)
信 用 保 証	61,113	(61,113)
融 資	267,456	(267,456)
そ の 他	12,316	
計	26,860,156	

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営 業 収 益	13,173百万円
営 業 費 用	70,826百万円

3. 特別損失

当社は2020年12月期から2023年12月期までの事業年度におけるカード債権流動化における資金調達取引に関して、2025年7月に東京国税局（以下「税務当局」）より「消費税及び地方消費税の更正通知書」を受領しました。また、2024年12月期について更正処分の内容を反映した修正申告を行い、追徴税額及び延滞税額等と合わせて4,950百万円を納付し、当事業年度において租税公課として特別損失に計上しています。しかしながら当社は、税務当局に対して引き続き当社税務処理の適法性を訴えていく予定です。

4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における発行済株式数は、連結注記表「4. 連結持分変動計算書に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
未払事業税	696
貸倒引当金限度超過額	12,136
貸倒損失	29
賞与引当金	318
退職給付引当金	1,459
債務保証損失引当金	149
未払費用	669
繰延消費税	307
ストックオプション負担金	616
前受収益	1,916
その他	1,152
繰延税金資産 合計	19,451
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,178
その他	371
繰延税金負債 合計	2,550
繰延税金資産・負債の純額	16,900

【企業結合に関する注記】

(共通支配下の取引等)

2025年2月14日開催の取締役会において2025年3月28日を効力発生日として、当社を分割会社とする吸収分割方式により、当社の不動産関連事業を子会社である楽天カードパートナーズ株式会社に承継すること（以下「本吸収分割」）を決議し、吸収分割契約を締結いたしました。なお、当決議に基づき、2025年3月28日付で本組織再編を行いました。

1. 当該会社分割（本吸収分割）の概要

(1) 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

不動産関連事業

(2) 吸収分割日

2025年3月28日

(3) 本吸収分割の方式

当社を分割会社とし、楽天カードパートナーズ株式会社を承継会社とする吸収分割方式。

(4) 本吸収分割に係る割当の内容

本吸収分割は、承継会社の普通株式10,000株を新たに発行し、その全てを当社に交付する。

(5) 本吸収分割による資本金等に関する事項

本吸収分割による当社の資本金及び準備金は増減しない。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、本吸収分割に係る分割契約に定める範囲において当社が本吸収分割に係る事業に関して有する、本吸収分割の効力発生日時点の資産・負債その他権利義務を承継する。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」、「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 追加取得した子会社株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	流動資産	2,193百万円
	固定資産	40,083百万円
	資産合計	42,276百万円
	流動負債	200百万円
	固定負債	14,409百万円
	負債合計	14,609百万円
取得原価		27,667百万円

(2) 当社が取得した子会社株式数

当社は本吸収分割により楽天カードパートナーズ株式会社が新たに発行した普通株式10,000株を取得いたしました。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 百万円	科 目	期末残高 百万円
親会社	楽天 グループ (株)	被所有 直接85.0002%	役員の兼任	支払ポイント付与料	245,685 (*1)	未払金	19,961
						ポイント引当金	27,003
				支払手数料	19,355	未払金	2,576
				広告宣伝費	4,466		
主要株主 (法人)	(株)みずほ 銀行	被所有 直接14.9998%	資金の調達	支払利息及び金融費用	3,857 (*2)	未払費用	154
				資金の借入	73,879	一年内返済予定の長期借入金	45,759
				資金の返済	73,879	長期借入金	88,071

(取引条件及び取引条件の決定方法)

(注) (*1) 支払ポイント付与料は、カード利用者及びカード会員入会者に対しポイント付与を行った対価の金額に基づき、双方協議の上決定しています。

(*2) 支払利息

支払利息は、借入金に関する支払利息であり、市場金利を勘案した信託契約条項等に基づき料率を決定しています。

2. 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 百万円	科 目	期末残高 百万円
子会社	楽天 カード サービス(株)	所有 直接100%	収納業務の委託 役員の兼任	収納代行	25,971,887	未収入金	198,280
				業務委託手数料	10,905 (*1)		

(取引条件及び取引条件の決定方法)

(注) (*1) 口座振替手数料の実額に基づき、楽天カードサービス株式会社との協議の上決定しています。

3. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 百万円	科 目	期末残高 百万円
親会社の子会社	楽天銀行(株)	なし	債務保証 業務委託 資金の調達	債務保証	169,375	—	—
				保証料収入	9,823 (*1)	未収収益	791
				支払利息	34,637 (*2)	未払費用	4,802
				カード債権流動化 による資金調達取引	89,012 (*3)	短期借入金	1,927,043
						1年内返済予定の 長期借入金	344,711
						長期借入金	194,623
親会社の孫会社	楽天信託(株)	なし	金銭債権 の信託	金銭信託	426 (*4)	流動化受益債権	54,464

(取引条件及び取引条件の決定方法)

(注) (*1) 保証料収入

保証料収入は、一般的に採用される保証料率を勘案し、双方協議の上、決定しています。

(*2) 支払利息

支払利息は、借入金に関する支払利息であり、市場金利を勘案した信託契約条項等に基づき料率を決定しています。

(*3) カード債権流動化による資金調達取引

カード債権流動化による資金調達取引額は、前期末からの純増額です。

(*4) 金銭信託

当事業年度末及び前事業年度末における金銭の信託の金額の純増額を記載しています。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑦ 収益の認識」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 1,339,408円86銭

2. 1株当たり当期純利益 354,728円63銭

独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

楽天カード株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 熊谷充孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山中尚平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、楽天カード株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

第 26 期 監 査 報 告 書

当監査役は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

(1) 事業報告等の監査内容

①各監査役は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

②各監査役は、監査役全員にて定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

イ取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

ロ事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。

ハ子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

ニ事業報告に記載されている個別注記表に記載された親会社との取引を行うに当たり会社の利益を害さないように留意した事項及びその判断及び理由（会社法施行規則第118条第5号イ及びロ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(2) 計算書類等の監査内容

①会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備し

ている旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月27日

楽天カード株式会社

常勤監査役 西川 義明

常勤監査役 中西 尊司

監査役 西川 夏子

第 4 期 事 業 報 告

自 2025 年 1 月 1 日
至 2025 年 12 月 31 日

事業報告

〔 2025 年 1 月 1 日から
2025 年 12 月 31 日まで 〕

1. 会社の現況に関する重要な事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における金融市場は、1 月に発足した米国のトランプ政権の動向が注目される中、期初からの数カ月間は不安定な場面が目立ちました。とりわけ、米国の関税政策をめぐるのは、徐々に警戒感が高まり、相互関税の導入が公表された 4 月上旬には、米国市場が株安・通貨安・債券安のトリプル安で反応し、日経平均株価も 31,000 円台を下回り、外国為替市場においても 1 米ドル＝130 円台まで円高が進む場面があるなど、不安がピークに達しました。しかし、その後は過度な関税リスクへの懸念が後退したほか、米中関係の悪化に歯止めが掛かったこと、そして米国経済の堅調さが続いたことで、金融市場が全体的に持ち直す動きへと転じました。とりわけ、株式市場については、生成 AI 需要への期待が追い風となっており、米国株市場を中心に騰勢を強める展開へ発展していき、年後半に入ると、日米の金融政策の方向性の違いが鮮明となりましたが、国内では日本銀行による追加利上げ観測で長期金利が上昇基調となる一方、利下げ局面入りした米国では、堅調な経済環境と根強いインフレ警戒によって 10 年債利回りが 4.1%水準からあまり下がらない状況が続きました。また、金利差に反応しやすい傾向がある為替市場では、米ドル安と円安基調が同時に進行するなど、日本円が米ドル安の受け皿とならない動きとなりましたが、そのような環境下でも株式市場の上昇基調は続き、10 月下旬から 11 月あたりにかけて、日米の主要株価指数の多くが最高値を更新する動きを見せ、日経平均株価は 11 月 4 日の取引時間中に 52,636 円の高値をつけました。年末にかけては、円安効果による業績寄与と輸入コスト上昇、そして、過度な AI 期待の反動と金利上昇に伴うグロース株への下押し圧力が交錯する中で株価が調整する局面がありましたが、国内企業の資本効率改善やガバナンス改革、国内新政権への期待などが支えとなり、期末の日経平均株価は 5 万円台を維持する 50,339 円で取引を終えました。

このような経済環境の中、持株会社である当社および当社子会社からなる当社グループは「資産づくりの伴走者」として、お客様の自由な資産づくりに貢献することをビジョンに掲げ、金融商品取引業を展開しております。

金融商品取引業を主要事業とする楽天証券株式会社においては、個人のお客様の資産形成、資産運用に真に役立ち、信頼される証券会社になるため、「お客様本位の業務運営宣言」に基づいた最良かつ革新的な投資サービスの提供に努めてまいりました。2025 年は証券会社のお客様の口座を狙った不正アクセスが社会問題化した中で、当社としてはお客様に安心・安全にお取引いただくことを最優先に掲げ、セキュリティ対策を最重要課題と位置づけて取り組んでおります。当初より多要素認証方式として絵文字を利用した認証方式を提供してまいりましたが、2025 年 10 月からは、技術的に一層強固なパスキー認証方式の提供を開始いたしました。

また、主に初めて資産形成に取り組まれる方に向けて、当社の親会社である楽天グループ株式会社およびその子会社等で形成する楽天グループのエコシステムも活かしたサービス拡大を図ることで、従来のインターネット証券にはない、付加価値の高いサービスを実現しています。

具体的には、投資信託、国内株式、米国株式などを対象にできる「楽天ポイント」を活用した投資サービスや、積立設定上限額の引上げをした「楽天カード」クレジット決済サービスなど、様々なサービスをご利用いただき、12 月末時点のお客様からの預り資産は 48.7 兆円、投資信託残高は 20.2 兆円まで増加いたしました。

これらのサービスの提供に加え、NISA 口座での寄付取引にて、国内株式を 100 円から 1 円単位で金額を指定し、取引手数料無料で取引できる「かぶピタッTM」サービスや、BridgeWise Analytics Ltd. の AI 技術を活用した国内・米国株約 8,500 銘柄を対象とした投資情報の提供サービスを開始し、多くのお客様にご好評をいただいております。

また、変動する金利環境においても、お客様がより自由に投資活動・資産形成ができるよう、株式や投資信託の購入までの間の余裕資金を効率的に運用できる MRF である「楽天・マネーファンド」

の提供や、お客様が楽天証券に保有する金融商品を担保に資金の借入れができる証券担保ローンサービスの提供を開始しております。

そのほか、みずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」）との戦略的な資本業務提携の強化を通じたIPO 幹事や債券引受けなど、幅広い個人投資家基盤を活かし多様な金融サービスの提供を行ってまいりました。また、株式会社みずほ銀行の「みずほダイレクトアプリ」にて、当社の総合口座で保有する資産残高などの表示を可能にするなど、株式会社みずほフィナンシャルグループとの連携も強化しております。

以上の結果、2025 年 12 月末の楽天証券株式会社の口座数は 13,265,178 口座（2024 年期末 11,935,331 口座）、信用取引口座数は 891,548 口座（2024 年期末 790,966 口座）まで増加しました。

投資運用業を主要事業とする楽天投信投資顧問株式会社では、積立投資でニーズの高いインデックスファンド、バランス型ファンドや、レバレッジを活用したブル・ベア型ファンドを中心に運用資産残高を伸ばし、新規設定した楽天・マネーファンドへの堅調な流入も奏功し 2025 年 12 月末の総運用資産残高は 5 兆 9,325（2024 年期末 4 兆 145 億円）億円まで増加しました。

暗号資産交換業を主要事業とする楽天ウォレット株式会社では、お客様からの要望の高い取扱い銘柄数の追加等のサービス強化の他、既存サービスの利便性向上に取り組むとともに、お客様に安心してご利用いただくために継続してセキュリティ体制強化を実施しています。2025 年 12 月末の口座数は 561,876 口座（2024 年期末 474,352 口座）まで増加しました。

当社は 2023 年 7 月 4 日付で東京証券取引所市場への新規上場申請を行いました。みずほフィナンシャルグループとの関係強化による事業戦略の拡大と、更なる企業価値向上を企図し、2023 年 11 月 9 日付で上場申請の取り下げを行いました。当社は引き続き上場方針を維持したまま、適切なタイミングにおいて上場再申請を行う予定でしたが、2025 年 1 月 30 日付で、当該方針を取り下げることを決定いたしました。今後は、楽天グループ各社に加え、みずほ証券をはじめとしたみずほフィナンシャルグループ各社との連携をさらに深めることで、当社グループの事業価値を一層高めてまいります。

以上のような各種取り組みの結果、当事業年度におきましては、営業収益 768 百万円、営業費用 451 百万円、営業利益 316 百万円、経常利益 307 百万円、当期純利益は 252 百万円となりました。

(2) 重要な設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 重要な資金調達の状況

2025 年 6 月 2 日より楽天証券株式会社から 7,176 百万円の借入をしております。

(4) 対処すべき課題

当社は、当社子会社がお客様の目線から金融サービスを考え、より使いやすく安心して資産形成、投資活動を多くのお客様にご利用いただくために、事業の安定的、持続的な拡大に努めてまいります。

① 顧客基盤の拡大

個人投資家の期待に応えるべく、当社グループは同業他社に先駆けてお客様のニーズに一致する魅力あるサービス・商品を提供することで、顧客層の拡大を図っていきます。楽天グループの一員であることを意識した連携強化に加え、分かりやすい投資関連情報の提供を行うため、当社子会社各社のホームページの見直しやスマートフォンアプリの改善などの顧客取引環境の向上対応を行うことや、商品ラインナップの拡充を図り、個人投資家の幅広い投資ニーズに応えることで、顧客層をこれまで投資の経験が無い新たな層へも拡大し、ビジネスの拡大を図ってまいります。また、みずほ証券株式会社との戦略的な資本業務提携を継続し、資産形成・資産運用分野におけるオンライン・リアルの双方を組合せた新しい事業モデルを構築することで、新たなお客様層の獲得を推進してまいります。

② 収益の多様化

当社グループを取り巻く金融業界の環境は日々変化しており、そのニーズに応えるべく同業他社に先駆けて、お客様のニーズに一致する魅力あるサービス・商品を当社子会社は連携して提供し、お客様の拡大を図っていきます。楽天グループのエコシステムを活用した連携強化により、生活の一部に資産形成・投資活動を位置づけ、初めて資産形成に取り組まれる方を中心に取り込みを行っており、誰にでも使いやすく分かりやすい投資環境の提供のため、スマートフォンアプリの改善や決済手段の多様化、シームレス化、ホームページの抜本的見直し等のソリューション提供を行っています。

楽天証券株式会社では、資産管理や投資信託取引を1つのアプリで行える「iGrowTM」を2024年12月に提供し、お客様の利便性を向上させました。また、NISA制度拡充などを背景に、初めて資産形成に取り組む方を対象とした金融教育プログラム「資産づくりカレッジTM」を開講し、多くのお客様から好評を得ています。これらの取り組みにより、顧客満足度調査で高い評価を獲得し、口座数や投資信託残高も大きく増加しました。このように、当社グループはおお客様の幅広いニーズに応え、ビジネスの拡大を図ってまいります。

③ システムの安定稼働

当社および当社子会社は、お客様が安心して取引ができる環境を提供するため、取引システムの安定稼働を経営の最重要課題であると認識しております。システム障害の未然防止と、取引量の増加に備えたシステムのキャパシティの増強・確保に努めています。

④ コンプライアンスの遵守

当社では、子会社が金融商品取引業者等として業務を遂行するにあたって、各種法令諸規則を遵守し、お客様からの信頼の維持、向上に資するコンプライアンス体制を構築してまいります。そのために、当社子会社各社では、各種社内規程の整備や、コンプライアンス・プログラムに沿った役職員向けの社内研修の実施など、コンプライアンスの強化に努めており、当社においてもコンプライアンスの遵守状況のモニタリング・報告をグループリスク・コンプライアンス委員会にて受け、状況の確認を行っています。

⑤ セキュリティの強化

当社および当社子会社では、お客様情報の保護に力を入れ、セキュリティ強化に取り組んでいます。本人認証や不正アクセスモニタリングを強化し、不正アクセスや情報漏洩のリスクを最小限に抑えるための対策を行っています。今後も、お客様の大切な資産および個人情報を守るため更なるセキュリティの強化に努めてまいります。

特に2025年は、証券業界全体で不正アクセス被害が顕在化したことを深く認識し、当社としても「お客様本位の業務運営宣言」に基づき、お客様保護を最優先にセキュリティ体制の抜本的な見直しと強化を進めました。その一環として、絵文字認証方式に加え、より強固な認証セキュリティを実現するパスキー認証方式を2025年10月より導入し、お客様の利便性を損なうことなく、セキュリティレベルの向上を図っております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
	(2022年10月 3 日 ～2022年12月31日)	(2023年 1 月 1 日 ～2023年12月31日)	(2024年 1 月 1 日 ～2024年12月31日)	(2025年 1 月 1 日 ～2025年12月31日)
営業収益	—	768	768	768
営業利益 (△は営業損失)	△1,003	△1,128	55	316
経常利益 (△は経常損失)	△1,002	△1,191	67	307
当期純利益	31,509	25,750	31	252
1株当たり当期純利益	95円24銭	66円49銭	0円08銭	0円64銭
総資産	121,735	102,113	86,676	88,496
純資産	101,588	80,505	80,537	80,886

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益を除き、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 当社は2022年10月3日に設立されたため、第1期は2022年10月3日から2022年12月31日までの約3カ月の決算となっております。
4. 当社は、2023年9月28日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当事業年度末現在、当社の親会社は楽天グループ株式会社であり、同社は当社の株式396,646,000株（出資比率100.00%）を保有しております。楽天グループ株式会社はインターネットサービス事業を行っており、他にクレジットカード事業、銀行、生命保険、損害保険事業等を行う子会社を保有しております。楽天グループでは、お客様へのサービス強化を目的に、楽天グループ傘下の複数の会社と連携・業務提携等を行っております。当社の子会社も、サービス強化の連携・業務提携等を実施しております。また、親会社の一部の取締役は、当社の取締役を兼務しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

親会社である楽天グループ株式会社をはじめとする、当社と特別な関係を有する関連当事者との各取引に当たっては、その取引が当社の利益を害さないか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等、取引の合理性についてグループリスク・コンプライアンス部で検証され、決裁基準に基づき取締役会等で決議される体制となっています。

関連当事者との間の取引の適正の確保に関して、当社取締役会、社外取締役としては、上記の対応により必要な措置が講じられていると判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
楽天証券株式会社	19,495百万円	50.99%	金融商品取引業 (証券業)
楽天投信投資顧問株式会社	150百万円	100.00%	金融商品取引業 (投資運用業)
楽天ウォレット株式会社	100百万円	100.00%	暗号資産交換業
Rakuten Securities Hong Kong Limited	56百万香港ドル	100.00%	香港におけるFX取引 事業
Rakuten Securities Bullion Hong Kong Limited	1百万米ドル	100.00%	香港における金・地金 取引事業

Rakuten Securities Hong Kong Limited、Rakuten Securities Bullion Hong Kong Limited
の2社は楽天証券株式会社を通じての間接所有となっております。

④ 企業結合の経過及び成果

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は子会社の経営管理および付帯事業を行っております。

(8) 営業所の状況

所在地	拠点名称
東京都港区	本店

(9) 従業員の状況

従業員数 0名 (前事業年度末比16名減少、平均勤続年数一年)

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
楽天証券株式会社	7,176百万円

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会社法第459条第1項)があるときの権限の行使に関する方針

当社の利益配当に関する基本的な考え方は、株主への利益還元を重視し、配当を行うことを基本としつつ、中長期的な成長へ向けた投資資金・財務基盤の安定化のための内部留保の充実も勘案して決定する方針を採用しております。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式の総数 1,586,584,000 株

(2) 発行済株式の総数 396,646,000 株

(3) 株主数 1 名

(4) 大株主

株 主 名	所有株式数 (株)	出資比率 (%)
楽天グループ株式会社	396,646,000	100.0
計	396,646,000	100.0

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 株式会社の新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における新株予約権

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 株式会社の会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	地位及び担当又は重要な兼職の状況 または主な職業
代表取締役社長	楠 雄治	楽天証券株式会社 代表取締役社長 楽天投信投資顧問株式会社 取締役 Rakuten Securities Hong Kong Limited 取締役 Rakuten Trade Sdn. Bhd. 取締役 楽天ウォレット株式会社 取締役 Rakuten Securities Bullion Hong Kong Limited 取締役 Rakuten Trade Singapore Pte. Ltd. 取締役
取締役会長	三木谷 浩史	楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 合同会社クリムゾングループ代表社員 楽天ヴィッセル神戸株式会社 代表取締役会長 一般社団法人新経済連盟 代表理事 公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団 理事長 株式会社楽天野球団 代表取締役会長兼オーナー 楽天メディカル株式会社 代表取締役会長 AST&Science, LLC Director 楽天モバイル株式会社 代表取締役会長 楽天シンフォニー株式会社 代表取締役会長兼 CEO Rakuten Medical, Inc. Vice Chairman of the Board and CEO
取締役	園田 征一郎	楽天カード株式会社 取締役 楽天生命保険株式会社 取締役会長 楽天ペイメント株式会社 取締役 Rakuten Europe Bank S.A. Director 楽天損害保険株式会社 取締役会長 Cabify, Inc. 取締役
取締役	有吉 尚哉	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
監査役（常勤）	藤平 進一	楽天ウォレット株式会社 監査役
監査役	今井 隆和	楽天証券株式会社 監査役（常勤）
監査役	葉山 良子	葉山良子公認会計士事務所 代表 スギホールディングス株式会社 監査役 株式会社ベルシステム 24 ホールディングス 社外監査役 株式会社ニッポン 社外取締役監査等委員 フィデアホールディングス株式会社 社外取締役

注 1. 取締役のうち以下のものは、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

有吉尚哉氏

注 2. 監査役のうち以下のものは、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

藤平進一氏、葉山良子氏

注 3. 社外監査役葉山良子氏は、公認会計士の資格を有し、葉山良子公認会計士事務所代表を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注 4. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次の通りであります。

取締役渡部昭彦氏が 2025 年 3 月 27 日付で任期満了にともない退任しております。

取締役市川奈緒子氏が 2025 年 3 月 27 日付で任期満了にともない退任しております。

取締役藤田美樹氏が 2025 年 3 月 27 日付で任期満了にともない退任しております。

注 5. 当事業年度末日後の取締役及び監査役の異動はございません。

(2) 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当該事業年度に係る役員報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	人数	金額	区分	人数	金額
取締役	7名	58	うち社外取締役	4名	13
監査役	3名	21	うち社外監査役	2名	15
計	10名	80	計	6名	29

(注1) 上記報酬等の額は、2022年11月30日の株主総会決議において、取締役の報酬限度額は年額500百万円、監査役の報酬限度額は年額60百万円(対象となる取締役数5名、監査役数3名)以内としております。

(注2) 上記報酬等の額は、当事業年度中に退任した3名の取締役分を含めて記載しております。

② 役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する方針(報酬方針)

1. 基本方針

当社グループは、証券業を中核業務とする金融機関としての社会的責任と公共的役割を自覚し、高い自己規律に基づく健全かつ効率的な業務運営を心がけることにより、社会からの揺るぎない信頼と存在価値の確立に努めていくという趣旨に基づいて役員報酬制度を設計します。報酬水準については、経済および社会の情勢、業界動向、当社グループの経営環境および業績の状況等を踏まえ、取締役がその役割を最大限発揮するためのインセンティブとして、またその責任や成果に対する対価として適切なものとなるよう決定します。

2. 報酬構成

業務執行取締役の報酬は、固定報酬(基本報酬)、変動報酬(業績連動報酬、非金銭報酬)の構成とし、経営目標の達成による持続的な成長および中長期的な企業価値向上のため、変動報酬(業績連動報酬、非金銭報酬)の占める割合を高めた報酬体系とします。非業務執行取締役の報酬は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割を勘案し、固定報酬とします。それぞれの決定方針は以下の通りです。

・固定報酬(毎月支給)

業務執行取締役の固定報酬部分は、役員としての職務内容・人物評価・在任年数、過去における当社の業績及び企業価値の向上への貢献等を総合的に考慮して決定します。

非業務執行取締役の固定報酬は、各役員の人物評価、知識、経験、当社経営に対するこれまでの提言等を通じた貢献、当社の経営に対する今後の提言等を通じた貢献への期待等を勘案して決定します。

・変動報酬(毎年1回支給)

業務執行取締役の変動報酬部分は、当該期の当社の業績、当該業務執行取締役の当該期の当社の業績への貢献及び当社の将来の企業価値向上に向けた当該期の取り組みへの貢献等を勘案して決定します。

3. 報酬決定プロセス

各取締役の具体的な報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長にその決定を委任します。社外取締役全員で検討を行い、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、かつ本取締役報酬決定方針の趣旨を踏まえて、各取締役の報酬案を決定します。なお、代表取締役社長が各取締役の職務内容、貢献度、市場価値等を最も詳細に把握しており、変化する経営環境において、公正かつ機動的な報酬設定を行うためであります。代表取締役社長は、社外取締役全員で検討、決定した各取締役の報酬案を最大限尊重して、各取締役の報酬を決定します。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在、取締役 有吉尚哉氏、監査役 藤平進一氏、今井隆和氏及び葉山良子氏と当該責任限定契約を締結しております。

(5) 補償契約に関する事項

当社は、取締役 楠雄治氏、三木谷浩史氏、園田征一郎及び有吉尚哉氏並びに監査役 藤平進一氏、今井隆和氏及び葉山良子氏との間で会社法第 430 条の 2 第 1 項に規定する補償契約を締結しており、同行第 1 号の費用及び第 2 号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員が悪意または重過失に起因して生じた損失については、補償の対象としないこととしています。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約に、当社の親会社である楽天グループ株式会社を契約締結主体として加入しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由を設けています。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼任状況及び当社と当該他社との関係

- ・取締役 有吉尚哉氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士を兼任しております。当社と西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の間には特別な利害関係はありません。
- ・監査役 葉山良子氏は、葉山良子公認会計士事務所の代表を兼任しております。当社と葉山良子公認会計士事務所の間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における活動内容

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	有吉 尚哉	当事業年度 3 月以降開催の全ての取締役会に出席し、主に企業経営及び、弁護士としての幅広い知識と経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っており、経営への助言・監督等に係る役割を果たしております。
社外監査役	藤平 進一	当事業年度開催の全ての監査役会と全ての取締役会に出席し、主に金融事業、コンプライアンス等に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意思表明等の発言を行っています。
社外監査役	葉山 良子	当事業年度開催の全ての監査役会と全ての取締役会に出席し、主に公認会計士としての幅広い知識と監査経験から、適宜質問、意思表明等の発言を行っています。

- ③ 当社の報酬等の額及び当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
(単位：百万円)

	人数	当社グループからの 役員報酬等の額	当社からの 役員報酬等の額	当社子会社からの 役員報酬等の額
社外役員の報酬等の 総額等	6名	41	29	12

(注) 上記報酬等の額は、当事業年度中に退任3名の取締役分を含めて記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務の報酬等の額 13百万円
公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項以外の業務の報酬等の額 3百万円

監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査項目（重点領域等）や監査日数及び監査体制等の内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

(3) 非監査業務の内容

環境パフォーマンス情報に対する結論を表明する限定的保証業務

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① グループリスク・コンプライアンス部は、グループコンプライアンス規程等に基づき、取締役及び使用人が法令・社会規範を順守した行動をとるよう、コンプライアンスの取り組みを全社横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。またこれら活動は必要に応じて取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ② グループ内部監査部は、内部監査規程に基づきコンプライアンスの状況を監査し、必要に応じて取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ③ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の第三者窓口をはじめとする内部通報システムを整備し、内部通報に関する規程に基づきその運用を行うものとする。

- ④ 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理体制

- ① 重要な会議体議事録、法定帳簿、決算関連書類、会計帳簿等及び稟議・決裁書類その他重要な書類（電子的媒体を含む。以下、「文書等」という。）は、法令及びこれらを規定する社内規程に基づき、適切に記録、保管、管理及び廃棄等を行う。
- ② 取締役及び監査役が常時これらの文書等を閲覧できる体制を確保するものとする。

3. 損失の危険の管理体制

- ① 当社グループ各社の業務執行過程で生じるリスクについては関連各部署が管理を行い、グループリスク・コンプライアンス部は組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を行うものとする。
- ② グループ内部監査部はリスク管理の状況を監査し、その結果を必要に応じて取締役会に報告する。
- ③ 当社の事業活動に重大な影響を及ぼす恐れのある経営上のリスクについては、その内容に応じて取締役会、グループ経営会議、若しくはグループリスク・コンプライアンス委員会にて審議を行うものとする。
- ④ 自然災害、システム障害等の当社に重大な影響を及ぼす恐れのある不測の事態の発生に備え、緊急事態に対応する社内体制を構築し、適切かつ迅速に事業の回復を図るための事業継続計画を定めるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、機動的な業務執行を行う。
- ② 経営監督機能の透明性向上と経営環境の変化に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。
- ③ 当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前にグループ経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ④ 取締役は、取締役規程、取締役会規程、組織および職務権限規程等に基づき必要な権限の委譲等を行い、効率的に業務を執行するものとする。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は当社及びその子会社における業務の適正及び損失の危険の管理等の適正を確保すると共に、子会社の職務執行に関する状況の報告が当社に対して適宜なされるために、次の体制を構築する。

- ① 子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決め、当社の取締役会その他重要会議体において、子会社の重要な経営指標、業績管理及び関連当事者取引に係る情報の共有を行う。
- ② 当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として、当社が直接保有する子会社をして経営管理及び経営指導にあたらせることにより、本基本方針に基づく業務の適正が確保されるように努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は、その職務を補助すべき使用人として、グループ内部監査部所属の職員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた職員はその指示に関して、取締役、執行役員等の指揮命令を受けないものとする。
- ② 監査役は、監査役会の職務を補助すべき使用人の人事について、必要に応じて意見を述べ、協議をすることができる。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社の取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報規程に基づく通報状況及びその内容をすみやかに報告する。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。
- ② 監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ③ 取締役及び使用人は、法令、定款及び社内規程に違反する事実又はその恐れがあることを知った場合には、速やかに監査役に報告を行うこととし、また、当社の業務又は財務に重大影響を及ぼし、又はこれらに損害を与えるおそれがある事実を発見したときについても同様とする。
- ④ 前号の報告を行った取締役及び使用人は、別に定める社内通報に係る社内規程によって保護されるものとし、当該報告を理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
- ⑤ 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとする。

8. 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者による監査役への報告体制等

- ① 子会社の取締役及び監査役は、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- ② グループリスク・コンプライアンス部は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等の概要について、定期的に当社監査役に対して報告する。
- ③ 前各号の報告を行った者は、別に定める内部通報に係る社内規程によって保護されるものとし、当該報告を理由として不利益な取扱いを受けないものとし、子会社に対して十分周知する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、監査役職務の執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記(1)に記載の体制整備・構築に係る基本方針に従い、金融持株会社としての子会社管理を含むグループ経営に係る態勢整備と管理体制の強化を進めてまいりました。

取締役会では、上場方針の取り下げなど環境変化を踏まえ、取締役構成の適切な継続的見直しを図り、引き続き多様な議論が可能な態勢を確保しております。また、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的に、中長期目標の策定や重要な資本提携の判断、業績計画などの重要な業務執行の決定を行うとともに、進捗状況の報告などを通じて取締役の職務執行の監督を適切に行っております。重要な議案の審議・検討に十分な時間を確保するため、事前に取り締役会議案の説明の機会を設け、重要な経営戦略等についての議論を行いました。

リスク・コンプライアンス体制の充実とガバナンス・子会社管理の整備については、グループ経営会議をはじめ、グループリスク・コンプライアンス、グループ IT・オペレーション、グループサイバーセキュリティ委員会及びグループ内部監査の各委員会を運営し、子会社管理や関連当事者等管理規程等を基に、グループ横断での情報収集と重要事項の協議・管理報告を進めてまいりました。

当社は、監査役会設置会社の機関設計を採用しており、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役・各部責任者へのヒアリング、当社グループ各社の監査役との意見交換などを通じ、客観的・合理的な監査を実施できる体制としています。

当社では、以上の体制を含め、内部統制システムの整備・運用状況に係る定期点検を行い、年次での取締役会報告を行うことで、必要な是正・改善活動を継続し、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めることとしております。

第 4 期
計 算 書 類

自 2025 年 1 月 1 日
至 2025 年 12 月 31 日

【本計算書類中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。】

貸 借 対 照 表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,461	流 動 負 債	7,582
現 金 及 び 預 金	1,748	短 期 借 入 金	7,176
有 価 証 券	1,565	未 払 金	299
短 期 貸 付 金	4,800	未 払 費 用	56
未 収 入 金	304	未 払 法 人 税 等	30
そ の 他	42	預 り 金	0
		役 員 賞 与 引 当 金	18
		固 定 負 債	26
		繰 延 税 金 負 債	26
		負 債 合 計	7,609
		純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
固 定 資 産	80,034	株 主 資 本	80,789
有 形 固 定 資 産	0	資 本 金	10,350
工 具 器 具 備 品	0	資 本 剰 余 金	12,894
無 形 固 定 資 産	2	資 本 準 備 金	10,162
ソ フ ト ウ エ ア	2	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,732
投 資 そ の 他 の 資 産	80,031	利 益 剰 余 金	57,544
投 資 有 価 証 券	1,086	そ の 他 利 益 剰 余 金	57,544
関 係 会 社 株 式	78,944	繰 越 利 益 剰 余 金	57,544
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	96
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	96
		純 資 産 合 計	80,886
資 産 合 計	88,496	負 債 ・ 純 資 産 合 計	88,496

損 益 計 算 書

〔 2025年1月1日から
2025年12月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		768
営 業 費 用		451
取引関係費	1	
人件費	341	
事務費	64	
租税公課	43	
減価償却費	0	
その他	0	
営 業 利 益		316
営業外収益		259
営業外費用		268
経 常 利 益		307
税 引 前 当 期 純 利 益		307
法人税、住民税及び事業税	48	
法 人 税 等 調 整 額	6	55
当 期 純 利 益		252

株主資本等変動計算書

〔 2025年1月1日から
2025年12月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	10,350	10,162	2,732	12,894	57,292	57,292	80,537
当期変動額							
当期純利益					252	252	252
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	252	252	252
当期末残高	10,350	10,162	2,732	12,894	57,544	57,544	80,789

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	-	-	80,537
当期変動額			
当期純利益			252
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	96	96	96
当期変動額合計	96	96	349
当期末残高	96	96	80,886

<個別注記表>

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。耐用年数は次のとおりです。
工具器具備品 6年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (2) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
収益は、主に子会社の経営管理および付帯事業に係るものであり、子会社との経営管理契約に基づいて経営管理サービスを提供する履行義務を負っております。当該 経営管理契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
グループ通算制度の適用
楽天グループ株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しております。

【会計方針の変更】

該当事項はありません。

【重要な会計上の見積り】

該当事項はありません。

【貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額	0 百万円
関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	5,108 百万円
短期金銭債務	7,509 百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
収益	768 百万円
費用	244 百万円
営業取引以外の取引高	
受取利息	221 百万円
支払利息	268 百万円
グループ通算制度に伴う通算税効果額	46 百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	396,646,000	—	—	396,646,000
合 計	396,646,000	—	—	396,646,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

- (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません

- (2) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当のうち、効力発生日が翌期となる剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権

該当事項はありません。

4. 当事業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

該当事項はありません。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損、税務上の繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は 612 百万円であります。

【金融商品に関する注記】

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は子会社の経営管理および付帯事業を行っているのみであり、資金運用については短期的な預金等に限定し、また銀行等金融機関からの借入も行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社における金融商品は、現金及び預金、関係会社への貸付金であります。預金は銀行預金により運用しているため、預け入れ先の信用リスクに晒されております。また、関係会社への貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係る管理体制

当社の関係会社への貸付金については、定期的に関係会社の財務状況等を把握しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、現金及び預金、短期貸付金、未収入金、預り金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また市場価格のない投資有価証券・関係会社株式について、貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額の記載を行っておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	1,565	1,565	—

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

転換社債 直近の取引価格等を参考に決定しております。

（注2）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券	1,086
関係会社株式	78,944

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は【重要な会計方針に係る事項に関する注記】4. 収益及び費用の計上基準に記載しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

(1) 親会社

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	楽天グループ 株式会社	被所有 直接 100.00%	当社への経営指導 役員の兼任	グループ 通算制度	46	未払金	46
				運転資金の 返済	101,700	—	—

(2) 子会社

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	楽天証券 株式会社	所有 直接 50.99%	当社からの 経営指導 役員の兼任	運転資金の 借入	3,324	短期借入金	7,176
				経営指導料 の受取	720	—	—
子会社	楽天ウォレット 株式会社	所有 直接 100.00%	当社からの 経営指導 役員の兼任	運転資金貸 付の回収	24	短期貸付金	4,800

取引条件及び取引条件の決定方針等

貸付条件及び利率については、市中金利を参考に決定しております。

2024年10月31日の当社の取締役会で楽天グループ株式会社との楽天グループ・キャッシュマネジメントサービス契約（利用限度枠 100,000 百万円、適用利率 短期プライムレート）の締結が決議されております。

2025年10月31日の当社の取締役会で楽天証券株式会社とのキャッシュマネジメントサービス契約（借入枠 100,000 百万円、適用利率 短期プライムレート）の締結が決議されております。

2022年10月3日の当社の取締役会で楽天ウォレット株式会社との金銭極度貸付基本契約（貸付枠 4,824 百万円、適用利率 0.25%）の締結が決議されております。また、2024年4月26日には、当該契約の適用利率を当社が指定する利率へ変更する旨の覚書の締結が行われております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産 203円93銭
1株当たり当期純利益 0円64銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

楽天証券ホールディングス株式会社

監査役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 熊谷 充 孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山中 尚 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、楽天証券ホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務に執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利害を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026 年 2 月 18 日

楽天証券ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外） 藤 平 進 一

監査役 今 井 隆 和

監査役（社外） 葉 山 良 子